

令和5事務年度
国税庁実績評価の事前分析表

令和5年6月
財務省

<目 次>

I 令和5事務年度 国税庁実績評価の事前分析表	2
実績目標(大) 1 (内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収)	3
実績目標(小) 1-1 (税務行政の適正な執行)	5
実績目標(小) 1-2 (税務行政のデジタル・トランスフォーメーション)	10
業績目標 1-2-1 (オンラインによる税務手続の推進)	12
業績目標 1-2-2 (デジタルの活用による業務の効率化・高度化)	21
実績目標(小) 1-3 (納税者サービスの充実)	25
業績目標 1-3-1 (広報・広聴活動等の充実)	26
業績目標 1-3-2 (相談等への適切な対応)	33
実績目標(小) 1-4 (適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済)	39
業績目標 1-4-1 (適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施)	40
業績目標 1-4-2 (期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組)	46
業績目標 1-4-3 (不服申立てへの取組)	51
実績目標(小) 1-5 (国際化への取組)	54
実績目標(大) 2 (酒類業の健全な発達の促進)	59
実績目標(大) 3 (税理士業務の適正な運営の確保)	68
II 令和5事務年度 各目標と予算との対応関係	71
III 附属資料	
資料1 令和5事務年度において実施するアンケート調査の概要.....	72
資料2 令和5事務年度において実施するサンプル調査の概要.....	75
資料3 用語集.....	76

I 令和5事務年度 国税庁実績評価の事前分析表

財務省では、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」といいます。）及び財務省の基本計画に基づき、主要な政策分野の全てについて、あらかじめ目標を設定し、政策評価を行っています。政策評価法では政策評価を実施する場合に実施計画を定めることとされていることから、財務省では、評価対象年度の開始までに実施計画を策定しています。これと併せて、ガイドラインに基づき、政策評価の事前分析表を作成し、公表します。

ガイドラインに基づく目標管理型の政策評価においては、目標を適切に設定することが重要であり、要するコストとともに、目的、目標（指標）、それらの達成手段、各手段がいかに目標等の実現に寄与するか等に係る事前の想定を分かりやすく重要な情報に絞った形であらかじめ整理、公表し、事後に実績を踏まえて検証していくことは、各行政機関の政策体系の一層の明確化、外部検証の促進、各行政機関の長等によるマネジメントの強化等に有効とされています。

これらの趣旨を踏まえ、国税庁の実施計画においては、財務省の政策評価と同様に、平成26事務年度から実施計画の一部として事前分析表を作成し、実施計画で設定した、実績目標（大）3、実績目標（小）5、業績目標7ごとに一定の分析を行っています。

具体的には、各目標に関する測定指標・予算を目標ごとに明示し、定量的な測定指標の設定に加え、定性的な測定指標を設定しているほか、目標の設定の考え方、施策及び取組内容などを記載しています。

このように、実績評価に関する情報の公表を通じて、税務行政の透明性を確保することにより、国民の皆様に対する説明責任を果たし、信頼される税務行政を目指してまいります。

(以 上)

○ 実績目標(大) 1 : 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収

実績目標の内容及び
目標設定の考え方

国税庁は、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現することを使命としています。この使命を達成するため、次に掲げるところにより、財務省設置法第19条に定められた任務の一つである、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図ります。

1. 税務行政の適正な執行

国税庁がその使命と任務を十分に果たしていくためには、税務行政に対する国民各層・納税者の方々の理解と信頼が不可欠です。このため、税務行政の執行に当たっては、納税者に対して誠実に対応するとともに、守秘義務（用語集参照）を遵守し、綱紀を保持した上で、法令に則り公正かつ誠実に職務を遂行します。

2. 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

経済社会の変化に柔軟に対応し、納税者の利便性の向上と課税・徴収の効率化・高度化を推進する観点から、デジタル技術を活用し、税務に関する手続や業務の在り方の見直し（税務行政のデジタル・トランスフォーメーション）に取り組みます。政府全体の方針に従い、デジタルファースト等の基本原則を推進しつつ、オンラインによる申告や納付の割合を向上させるとともに、従来の慣行にとらわれることなく、業務の在り方や働き方の見直しを行います。

3. 納税者サービスの充実

我が国が採用する申告納税制度が適正に機能するためには、納税者の高い納税意識と納税義務の自発的かつ適正な履行が必要です。このため、租税の意義や税法の知識・手続、税制改正の内容などについて正しく理解していただけるよう、国民各層・納税者の方々の視点に立った広報・広聴活動を行うとともに、相談等に対して迅速かつ的確に対応します。

また、窓口等で納税者と接する職員からの事務改善等に係る意見を集約し、事務処理等について不断の見直しを行うなど、納税者サービスの充実に努めます。

4. 適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済

国税庁がその使命と任務を果たすためには、適正な申告・納税を行った納税者が不公平感を抱くことのないよう、適正・公平な税務行政を推進することが重要です。このため、税務行政の執行に当たっては、関係法令を適正に適用し、効果的・効率的な調査・徴収等の事務運営を推進するとともに、申告が適正でない認められる場合には、的確な調査・行政指導を実施して誤りを確実に是正し、期限内に納付を行わない場合には、滞納処分を執行するなどして確実に徴収します。

また、不服申立て等に適正・迅速に対応することにより、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。

5. 国際化への取組

経済取引のグローバル化・デジタル化の進展により、新たな取引形態が拡大する中で、国際的な租税回避行為への対応や税務上のコンプライアンスの維持・向上などの課題に的確に対応するため、外国税務当局との知見の共有や協力関係の強化など、国際化への取組を推進します。

上記の「実績目標（大）」を達成するための「実績目標（小）」

実績目標(小)1-1：税務行政の適正な執行
実績目標(小)1-2：税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
実績目標(小)1-3：納税者サービスの充実
実績目標(小)1-4：適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済
実績目標(小)1-5：国際化への取組

(注)「実績目標(大)1」は、「実績目標(小)1-1から1-5」の評価結果を総合して、評価を行います。
 なお、実績目標(小)の内容は、目標ごとに記載しています。

関連する内閣の基本方針等

- 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律
- 「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定）
- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標1「国税職員の定員の推移」
- 参考指標2「申告書の提出件数（個人）」
- 参考指標3「相続税申告書の提出件数」
- 参考指標4「申告書の提出件数（法人）」
- 参考指標5「収納済税額」
- 参考指標6「100円当たりの徴税コスト」
- 参考指標7「事務改善についての提案件数」
- 参考指標8「非行の予防講話等の実施回数（署職員1人当たり）」

実績目標に係る予算額	令和2年度	3年度	4年度	5年度当初	令和5年度行政 事業レビュー番号
内国税等の賦課及び徴収に必要な経費	132,333,894千円	外 49,842,755千円 58,226,276千円	外 51,114,142千円 57,549,341千円	外 53,132,137千円 57,059,459千円	/

(注1)「実績目標に係る予算額」の表中には、実績目標(大)1に係る予算額を記載しています。

(注2)斜線は対応する行政事業レビューがないことを示します。

(注3)令和3、4年度の外書きは内閣官房及びデジタル庁、令和5年度の外書きはデジタル庁に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されているシステム関係の予算額です。

担当部局名	長官官房（総務課、情報公開・個人情報保護室、公文書監理室、税理士監理室、広報広聴室、人事課、会計課、企画課、デジタル化・業務改革室、データ活用推進室、法人番号管理室、参事官付、国際業務課、相互協議室、厚生管理官、監察官、税務相談官）、課税部（課税総括課、消費税室、軽減税率・インボイス制度対応室、審理室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、資産評価企画官、鑑定企画官）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課、査察課）、税務大学校、国税不服審判所	実績評価実施予定時期	令和6年10月
--------------	--	-------------------	---------

○ 実績目標 (小) 1-1 : 税務行政の適正な執行

実績目標の内容及び 目標設定の考え方	<p>申告納税制度の下において、税務行政を円滑に推進するためには、国民各層・納税者の方々の理解と信頼を得ることが基本となります。</p> <p>適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図るため、経済社会の高度化、複雑化に対応し、関係法令を適正に適用するとともに、事務を迅速に処理するほか、守秘義務を遵守するなどにより、税務行政を適正に執行します。</p>
-------------------------------	--

上記の「実績目標 (小)」を達成するための「施策」	
実1-1-1 : 関係法令の適正な適用と迅速な処理	
実1-1-2 : 税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等	
実1-1-3 : 守秘義務の遵守	
実1-1-4 : 職員研修の充実	

関連する内閣の基本方針等	○ 「公文書管理の適正の確保のための取組について」 (平成30年7月20日行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議決定)
---------------------	--

施策	実 1-1-1 : 関係法令の適正な適用と迅速な処理
-----------	----------------------------

取組内容	<p>1. 更正の請求の適正かつ迅速な処理 税額を過大に申告した場合等における納税者の救済手段である更正の請求 (用語集参照) の処理に当たっては、事実関係を確認の上、関係法令を適正に適用し、迅速に処理します。 また、更正の請求に必要な書類について、引き続き周知等を図ります。</p> <p>2. 所得税還付金の適正かつ迅速な処理 所得税還付金の支払に当たっては、国税総合管理 (K S K) システム (用語集参照) 等を活用した還付申告書のチェックのほか、職員による厳正な審査や確実な監査を実施した上で、的確な進行管理を行い、迅速に処理します。 また、還付申告書への添付書類や還付金支払先の記載に当たっての留意点について、引き続き周知を図ります。</p> <p>3. 酒類の製造及び販売業免許の適正かつ迅速な処理 酒税の的確な確保を図るため、酒類の製造及び販売業には免許制度が設けられており、酒類の製造及び販売業を行うためには、免許を受ける必要があります。 免許の申請等については、親切かつ丁寧に対応するとともに、その処理に当たっては、透明性や公平性にも配慮しつつ、酒税法及び法令解釈通達に定める要件・手続に則して適正かつ迅速に処理します。 また、酒類業者の的確な実態把握を行い、長期休業場等については免許の取消処分を行うなど、厳正かつ適切な免許管理を行います。</p>
-------------	---

定量的な測定指標						
[主要] 実1-1-1-A-1 : 「更正の請求」の3か月以内の処理件数割合 (単位 : %)	事務年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度目標値
	目標値	95	95	95	95	95
	実績値	96.9	97.4	97.4	N.A.	
<p>(出所) 長官官房企画課、課税部消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課調</p> <p>(注1) 「更正の請求」がなされた場合、税務署長は提出された納税申告書に記載された課税標準又は税額等の計算が法律の規定に従っているか調査し、更正することとされています。</p> <p>(注2) 令和4事務年度の実績値は、令和4事務年度実績評価書に掲載予定です。</p>						

(目標値の設定の根拠)

更正の請求に係る処理が迅速に行われているかを測定するため、その3か月以内の処理件数割合を指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、令和4事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。

○参考指標1「『更正の請求』の処理件数」

[主要] 実1-1-1-A-2：所得税還付金の6週間以内の処理件数割合 (単位：%)	事務年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度目標値
目標値		95	95	95	95	95
実績値		96.0	98.4	96.7	N.A.	

(出所) 長官官房企画課、課税部個人課税課、徴収部管理運営課調
(注1) 令和4事務年度の実績値は、令和4事務年度実績評価書に掲載予定です。
(注2) 令和5事務年度におけるサンプル調査の概要は、P.75に記載しています。

(目標値の設定の根拠)

所得税の還付金処理が迅速に行われているかを測定するため、その6週間以内の処理件数割合を指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、令和4事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。

○参考指標2「所得税還付申告書提出件数」

[主要] 実1-1-1-A-3：酒類の製造及び販売業免許の標準処理期間内の処理件数割合 (単位：%)	形態	会計年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度目標値
	製造免許	目標値	100	100	100	100	100
		実績値	100	100	100	N.A.	
	販売業免許	目標値	100	100	100	100	100
		実績値	100	100	100	N.A.	

(出所) 課税部酒税課調
(注1) 標準処理期間は、免許の種類及び申請等の内容により異なりますが、税務署長限りで処理するものについては、原則として、申請書類が提出された日の翌日から起算して2か月以内です。
(注2) 実績値は、申請者の都合によって標準処理期間内に処理を行わなかったものを除いて算出しています。
(注3) 令和4年度の実績値は、令和4事務年度実績評価書に掲載予定です。

(目標値の設定の根拠)

酒類の製造免許の申請が増加傾向にあるなど免許事務が増大する中、適正な免許処理を行う観点から、酒類の製造及び販売業免許に係る処理が迅速に行われているかを測定するため、標準処理期間内の処理割合を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、100%に設定しました。

○参考指標3「酒類の製造及び販売業免許場数の推移」
○参考指標4「酒類の製造及び販売業免許の処理件数等」

施策 実1-1-2：税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等

取組内容

1. 情報公開法に基づく開示請求等への適切な対応
国民各層・納税者の方々に開かれた透明性のある税務行政の実現に向け、「国税庁行政文書管理規則」等に基づき行政文書を適切に管理し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）に基づき、開示請求等に対して適切に対応します。
2. 個人情報保護法及び番号法に基づく個人情報（マイナンバー（個人番号）を含む。）の適切な管理及び開示請求等への適切な対応
個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）や行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）等の趣旨を踏まえ、個人の権利利益を保護するため、個人情報を適切に取り扱います。
特に、マイナンバーを含む個人情報については、一層厳格な取扱いが求められていること

	<p>から、全職員を対象とした研修及び管理状況の点検等を通じ、職員にその重要性を周知徹底することで意識の向上を図るとともに、厳正に管理します。</p> <p>また、個人情報保護法に基づく開示請求等に対しても、適切に対応します。</p>
定性的な測定指標	
	<p>[主要] 実1-1-2-B-1：情報公開法に基づく開示請求等への適切な対応</p> <p>(令和5事務年度目標)</p> <p>情報公開法に基づく開示請求等に対して適切に対応します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>情報公開法に基づく開示請求等に適切に対応することが、税務行政の透明性を確保するために重要であることから、目標として設定しています。</p> <p>○参考指標1「情報公開法に基づく開示請求件数等」</p>
	<p>[主要] 実1-1-2-B-2：個人情報保護法及び番号法に基づく個人情報（マイナンバー（個人番号）を含む。）の適切な管理及び開示請求等への適切な対応</p> <p>(令和5事務年度目標)</p> <p>個人情報保護法及び番号法に基づき個人情報（マイナンバー（個人番号）を含む。）を適切に管理します。</p> <p>また、開示請求等に対して適切に対応します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>個人情報保護法及び番号法に基づき、個人情報（マイナンバー（個人番号）を含む。）を適切に管理すること及び個人情報保護法に基づき開示請求等に適切に対応することが、同法が目的とする個人の権利利益の保護のために重要であることから、目標として設定しています。</p> <p>○参考指標2「個人情報保護法に基づく開示請求件数等」</p> <p>○[再掲：実（大）1：内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収（参考指標8）]</p> <p>参考指標3「非行の予防講話等の実施回数（署職員1人当たり）」</p>

施策	実1-1-3：守秘義務の遵守
取組内容	<p>国税庁は、個人の所得情報など、機密性の高い様々な情報を保有しています。これらの情報は厳格に管理する必要があり、情報が漏れるようなことがあれば、税務行政に対する信頼を損ない納税者の協力は期待できなくなり、円滑な調査・徴収等に支障が生じかねません。</p> <p>このため、税務行政の執行に当たっては、職務上知り得た納税者の秘密を漏らすことのないよう、会議や研修等を通じて職員への周知徹底を図ることによって、守秘義務を確実に遵守します。</p>
定性的な測定指標	
	<p>[主要] 実1-1-3-B-1：守秘義務遵守の周知徹底</p> <p>(令和5事務年度目標)</p> <p>税務行政の執行に当たり、職務上知り得た納税者の秘密を漏らすことのないよう、会議や研修等を通じて職員への周知徹底を図ります。</p>

(目標の設定の根拠)	<p>税務行政を円滑に執行するためには、税務調査への協力の確保等、納税者の理解と信頼が不可欠であり、守秘義務の遵守がその基本となります。会議や研修等を通じて職員への周知徹底及び意識の醸成を図ることが、守秘義務の遵守のために重要であることから、目標として設定しています。</p>
	<p>○ [再掲：実（大） 1：内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収（参考指標 8）] 参考指標 1 「非行の予防講話等の実施回数（署職員 1 人当たり）」</p>

施策	実 1-1-4：職員研修の充実
取組内容	<p>経済取引のグローバル化・デジタル化の進展等、税務行政を取り巻く環境の変化に的確かつ柔軟に対応し、国民各層・納税者の方々の信頼と期待に応えるためには、職員の職務遂行能力の向上を図り組織として高いパフォーマンスを効率的に発揮するとともに、絶えず進化し続ける組織を目指していく必要があります。</p> <p>このため、職務遂行に必要な専門的知識や技能を習得させ、職員の能力・資質の一層の向上を図るほか、職場の研修ニーズに加えて、アンケート調査により把握した受講者の意見等も踏まえながら、研修方法や研修内容の見直しを行い、職員研修の充実を図ります。</p> <p>また、税務行政は国民各層・納税者の方々の信頼の上に成り立っていることを踏まえ、組織理念の浸透・実践の取組に加え、全ての職員を対象とする綱紀保持の研修など、あらゆる機会をとらえて税務行政に対する信頼確保やモラルの維持・向上に努めます。</p>
定性的な測定指標	
	<p>[主要] 実1-1-4-B-1：アンケート調査による受講者の意見の把握等</p>
	<p>(令和 5 事務年度目標)</p> <p>職員研修の充実を図るため、職場の研修ニーズに加えて、アンケート調査により受講者の意見等を把握し、研修内容等の見直しを行います。</p>
	<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>職場の研修ニーズや受講者に対するアンケート調査により意見・要望等を把握し、必要に応じて研修内容等に反映させるなど、的確な見直しを行っていくことが職員研修の充実を図るために重要であることから、目標として設定しています。</p>
	<p>○参考指標 1 「税務大学校における研修の実施状況」 ○参考指標 2 「グローバル化・デジタル化関連研修の実施状況」</p>

今回廃止した測定指標とその理由	
<p>令和 4 事務年度の実施計画において設定していた定量的な測定指標である「実 1-1-1-A-3:納税証明書の 15 分以内の発行割合」は、税務署の窓口で請求された納税証明書（用語集参照）の発行に要した時間に関する指標であり、納税証明書が的確に発行されているかを測定するため、平成 13 事務年度に設定しましたが、設定以降継続して目標を達成しており、迅速で的確な処理が定着したと考えております。</p> <p>一方で、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現のためにオンラインによる納税証明書請求の利用拡大を図る必要があることを踏まえ、実績目標(小) 1-2 「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」において、定量的な測定指標である「e-Tax の利用状況（納税証明書の交付請求手続）」を令和 2 事務年度の実施計画において設定し、目標達成に向けて取り組んでいるところです。</p> <p>以上のことから、当該指標については廃止することとしました。</p>	
参考指標	参考指標は、施策ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。

実績目標に係る予算額	令和2年度	3年度	4年度	5年度当初	令和5年度行政 事業レビュー番号
税務大学校に必要な経費	2,014,093千円	1,839,961千円	1,714,867千円	1,714,036千円	

(注) 「実績目標に係る予算額」の表中には、実績目標(小)1-1に係る予算額を記載しています。

担当部局名	長官官房（総務課、情報公開・個人情報保護室、公文書監理室、税理士監理室、広報広聴室、人事課、会計課、企画課、デジタル化・業務改革室、データ活用推進室、法人番号管理室、参事官付、国際業務課、相互協議室、厚生管理官、監察官、税務相談官）、課税部（課税総括課、消費税室、軽減税率・インボイス制度対応室、審理室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、資産評価企画官、鑑定企画官）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課、査察課）、税務大学校、国税不服審判所	実績評価実施予定時期	令和6年10月
--------------	--	-------------------	---------

○ 実績目標(小) 1-2 : 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

実績目標の内容及び
目標設定の考え方

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(令和2年12月25日閣議決定)においては、デジタル改革が目指すデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」が掲げられています。また、「社会全体のデジタル化を進めるためには、まずは国・地方の『行政』が、自らが担う行政サービスにおいて、デジタル技術やデータを活用して、ユーザー視点に立って新たな価値を創出するデジタル・トランスフォーメーションを実現し、『あらゆる手続きが役所に行かずにできる』、『必要な給付が迅速に行われる』といった手続面はもちろん、規制や補助金等においてもデータを駆使してニーズに即したプッシュ型のサービスを実現するなど、ユーザー視点の改革を進めていくことが必要である」との方針も示されています。

国税庁では、こうした政府全体の方針等を踏まえ、令和3年6月、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション - 税務行政の将来像2.0 -」(以下「将来像2.0」といいます。)を公表しました。将来像2.0では、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」というこれまで掲げてきた二本の柱を維持しつつ、「デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し」(税務行政のデジタル・トランスフォーメーション(DX))に取り組んでいく方針を明確にしました。また、同年12月には、将来像2.0で掲げた構想の実現に向け、「税務行政DX～構想の実現に向けた工程表～」を公表しました。

令和4年7月には、新たに税務行政のDXに係る司令塔として、国税庁に「デジタル化・業務改革室」及び「データ活用推進室」を設置したほか、デジタル化の流れを更に加速する観点から、将来像2.0の改定・公表に向けて準備を進めているところであり、国税庁全体のDX施策を更に推進してまいります。また併せて、社会全体のDX推進にも貢献すべく、関係省庁や関係民間団体、経済団体等とも連携して事業者の業務のデジタル化促進に取り組みます。

上記の「実績目標(小)」を達成するための「業績目標」

業績目標1-2-1 : オンラインによる税務手続の推進

ホームページで利用者目線に立った情報提供を行うとともに、申請、届出、申告、納付等の税務手続がオンラインで簡便にできる環境を整備し、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現を目指します。

業績目標1-2-2 : デジタルの活用による業務の効率化・高度化

従来への慣行にとらわれることなく、業務の在り方を見直し、デジタルの利点を最大限に活用して、内部事務・外部事務の効率化・高度化を図ります。

(注) 「実績目標(小) 1-2」は、その細目として上記の2つの目標「業績目標1-2-1及び1-2-2」を設定し、これらの評定結果を総合して評価を行います。

なお、2つの業績目標の内容は、目標ごとに記載しています。

関連する内閣の基本方針等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 ○ 「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定） ○ 「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定） ○ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）
---------------------	--

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標	参考指標は、業績目標ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。
-------------	-----------------------------------

担当部局名	長官官房（総務課、情報公開・個人情報保護室、税理士監理室、広報広聴室、人事課、会計課、企画課、デジタル化・業務改革室、データ活用推進室、法人番号管理室、参事官付、税務相談官）、課税部（課税総括課、消費税室、軽減税率・インボイス制度対応室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課、査察課）、税務大学校	実績評価実施予定時期	令和6年10月
--------------	---	-------------------	---------

○ 業績目標 1-2-1：オンラインによる税務手続の推進

ホームページで利用者目線に立った情報提供を行うとともに、申請、届出、申告、納付等の税務手続がオンラインで簡便にできる環境を整備し、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現を目指します。

**業績目標の内容及び
目標設定の考え方**

納税者の負担軽減を図りつつ、計算誤り等のない正確な手続を確保するとともに、税務署等における業務の効率化を図る観点から、オンラインによる税務手続を推進します。

そのため、申告等をオンラインで受け付ける国税電子申告・納税システム (e-Tax) (用語集参照) や所得税等の申告データを作成する「確定申告書等作成コーナー」 (用語集参照) などのシステムについて、利用者目線に立った不断の改善に取り組み、オンライン申告割合の向上を目指します。また、マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組を継続します。

このほか、納税者等が相談や確認のために税務署へ行かなくても済むよう、利用者目線に立った情報提供に取り組みます。納付については、地方税当局や金融機関等とも連携しつつ、キャッシュレス化を進めます。申請・届出等についても、ワンスオンリー (1度提出した情報は2度提出することを不要とする) 等の観点から、手続自体や記入項目の見直しを進めます。

普段は税になじみのない方でも、日常使い慣れたデジタルツール (スマホ、タブレット、パソコンなど) から簡単・便利に手続を行うことができる環境構築を目指すなど、これまで以上に“納税者目線”を大切に各種施策を講じ、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指します。

上記の「業績目標」を達成するための「施策」

業1-2-1-1：オンライン申告等の推進

業1-2-1-2：マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組

業1-2-1-3：利用者目線に立った情報提供

業1-2-1-4：キャッシュレス納付の推進

業1-2-1-5：申請・届出等の合理化・デジタル化

関連する内閣の基本方針等

- 「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」 (令和2年12月25日閣議決定)
- 「規制改革実施計画」 (令和4年6月7日閣議決定)
- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」 (令和4年6月7日閣議決定)

施策 業 1-2-1-1 : オンライン申告等の推進

取組内容

国税庁では、平成 16 年 6 月から e-Tax の全国運用を開始し、オンライン申告の推進に取り組んできました。「確定申告書等作成コーナー」などのオンライン申告の際に利用していただくシステムについては、利用者目線に立った不断の改善に取り組み、オンライン申告割合の向上を目指します。

また、将来的には、確定申告に必要となるデータを自動で取り込むことにより、数回の操作で申告が完了する仕組み（日本版記入済み申告書（書かない確定申告））の実現を目指します。その実現に向け、当面は、マイナポータルを通じて入手した生命保険料控除や地震保険料控除の証明書などの情報を「確定申告書等作成コーナー」と連携させ、申告データに自動入力する仕組みについて、その拡大に努めることとしており、給与の源泉徴収票の情報についても令和 6 年から自動入力の対象とするよう準備を進めています。

さらに、電子納税証明書（PDF）の交付請求について、パソコンだけでなくスマホによるサービスを提供しており、オンラインによる交付請求の利用拡大に努めています。

このほか、「規制改革実施計画」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）に基づき策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」（令和 3 年 10 月策定・公表、令和 4 年 10 月改定）においては、一部の手続を除き、令和 5 年度末を目標達成期限としていることから、引き続きオンライン申告割合の向上に向けた e-Tax の利用勧奨に努めるとともに、e-Tax の利便性を向上させるための方策について検討を進めます。

定量的な測定指標

[主要] 業 1-2-1-1-A-1 : e-Tax の利用状況（所得税 の申告手続） （単位：％）	会計年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度目標値
目標値		—	—	60	65	71
実績値		47.5	55.2	59.2	N. A.	

（出所）長官官房デジタル化・業務改革室調

（注 1）実績値は、申告期限の延長に伴い、令和元年度においては平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 4 月 30 日まで、令和 2 年度においては令和 2 年 5 月 1 日から令和 3 年 4 月 30 日まで、令和 3 年度においては令和 3 年 5 月 1 日から令和 4 年 5 月 2 日までの計数です。

（注 2）令和 4 年度の実績値は、国税庁ホームページにおいて令和 5 年 8 月頃公表するとともに、令和 4 事務年度実績評価書に掲載予定です。

（注 3）「規制改革実施計画」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）に基づき、令和 3 年 10 月に「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を策定しました。その際、オンライン利用率をより精緻に算定するため算定方法を見直ししており、実績値は見直し後の数値です。また、算定方法の見直し前に設定した令和 2 年度の目標値は記載を省略しています。

（目標値の設定の根拠）

国税申告手続のうち、所得税申告における e-Tax 利用状況を指標として設定しています。目標値については、令和 3 年 10 月に策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」（令和 4 年 10 月改定）及び実績値の現状を踏まえ、71% に設定しました。

○参考指標 1 「オンライン利用件数（申告手続）」

[主要] 業 1-2-1-1-A-2 : e-Tax の利用状況（法人税 の申告手続） （単位：％）	会計年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度目標値
目標値		—	—	89	89	92
実績値		84.9	86.7	87.9	N. A.	

（出所）長官官房デジタル化・業務改革室調

（注 1）令和 4 年度の実績値は、国税庁ホームページにおいて令和 5 年 8 月頃公表するとともに、令和 4 事務年度実績評価書に掲載予定です。

（注 2）「規制改革実施計画」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）に基づき、令和 3 年 10 月に「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を策定しました。その際、オンライン利用率をより精緻に算定するため算定方法を見直ししており、実績値は見直し後の数値です。また、算定方法の見直し前に設定した令和 2 年度の目標値は記載を省略しています。

(目標値の設定の根拠)

国税申告手続のうち、法人税申告におけるe-Tax利用状況を指標として設定しています。目標値については、実績値の現状を踏まえ、92%に設定しました。

○ [再掲] 参考指標 1 「オンライン利用件数 (申告手続)」

[主要] 業 1-2-1-1-A-3 : e-Tax の利用状況 (消費税 (個人)の申告手続) [変更] (単位 : %)	会計年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度目標値
目標値		—	—	70	72	75
実績値		58.0	67.8	68.4	N.A.	

(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調

(注1) 実績値は、申告期限の延長に伴い、令和元年度においては平成31年4月1日から令和2年4月30日まで、令和2年度においては令和2年5月1日から令和3年4月30日まで、令和3年度においては令和3年5月1日から令和4年5月2日までの計数です。

(注2) 令和4年度の実績値は、国税庁ホームページにおいて令和5年8月頃公表するとともに、令和4事務年度実績評価書に掲載予定です。

(注3) 「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)に基づき、令和3年10月に「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を策定しました。その際、オンライン利用率をより精緻に算定するため算定方法を見直しており、実績値は見直し後の数値です。また、算定方法の見直し前に設定した令和2年度の目標値は記載を省略しています。

(目標値の設定の根拠)

国税申告手続のうち、消費税申告(個人)におけるe-Tax利用状況を指標として設定しています。目標値については、令和3年10月に策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」(令和4年10月改定)及び実績値の現状を踏まえ、75%に設定しました。

○ [再掲] 参考指標 1 「オンライン利用件数 (申告手続)」

[主要] 業 1-2-1-1-A-4 : e-Tax の利用状況 (消費税 (法人)の申告手続) [変更] (単位 : %)	会計年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度目標値
目標値		—	—	89	89	92
実績値		84.4	85.7	88.7	N.A.	

(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調

(注1) 令和4年度の実績値は、国税庁ホームページにおいて令和5年8月頃公表するとともに、令和4事務年度実績評価書に掲載予定です。

(注2) 「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)に基づき、令和3年10月に「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を策定しました。その際、オンライン利用率をより精緻に算定するため算定方法を見直しており、実績値は見直し後の数値です。また、算定方法の見直し前に設定した令和2年度の目標値は記載を省略しています。

(目標値の設定の根拠)

国税申告手続のうち、消費税申告(法人)におけるe-Tax利用状況を指標として設定しています。目標値については、実績値の現状を踏まえ、92%に設定しました。

○ [再掲] 参考指標 1 「オンライン利用件数 (申告手続)」

業 1-2-1-1-A-5 : e-Tax の利用状況 (相続税 の申告手続) (単位 : %)	会計年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度目標値
目標値		—	—	30	35	40
実績値		—	14.4	23.4	N.A.	

(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調

(注1) e-Taxによる相続税申告は、令和元年10月1日から開始したため、令和2年度分から実績値を計上しています。令和4年度の実績値については、国税庁ホームページにおいて令和5年8月頃公表するとともに、令和4事務年度実績評価書に掲載予定です。

(注2) 「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)に基づき、令和3年10月に「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を策定しました。その際、オンライン利用率をより精緻に算定するため算定方法を見直しており、実績値は見直し後の数値です。また、算定方法の見直し前に設定した令和2年度の目標値は記載を省略しています。

(目標値の設定の根拠)

国税申告手続きのうち、相続税申告におけるe-Tax利用状況を指標として設定しています。目標値については、令和3年10月に策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」(令和4年10月改定)及び実績値の現状を踏まえ、40%に設定しました。

○ [再掲] 参考指標1 「オンライン利用件数(申告手続)」

業1-2-1-1-A-6 : e-Tax の利用状況(納税証明書の交付請求手続) (単位: %)	会計年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度目標値
	目標値	—	13	14	17	20
	実績値	12.1	10.9	12.9	N. A.	

(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調

(注) 令和4年度の実績値は、国税庁ホームページにおいて令和5年8月頃公表するとともに、令和4事務年度実績評価書に掲載予定です。

(目標値の設定の根拠)

国税関係申請・届出等手続きのうち、納税証明書の交付請求におけるe-Tax利用状況を指標として設定しています。目標値については、令和3年10月に策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」(令和4年10月改定)及び実績値の現状を踏まえ、20%に設定しました。

○ 参考指標2 「オンライン利用件数(納税証明書の交付請求手続)」

○ 参考指標3 「納税証明書の交付請求件数」 [名称変更]

業1-2-1-1-A-7 : e-Tax の利用満足度 (単位: %)	会計年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度目標値
	目標値	80	80	80	80	80
	実績値	74.2	67.5	75.2	N. A.	

(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調

(注1) 数値は、e-Taxに関するアンケート調査において、「満足している」から「満足していない」までの5段階評価で上位評価(「満足している」又は「おおむね満足している」)を得た割合です。

(注2) 令和4年度の実績値は、国税庁ホームページにおいて令和5年8月頃公表するとともに、令和4事務年度実績評価書に掲載予定です。

(注3) 令和5事務年度におけるアンケート調査の概要は、P.72に記載しています。

(目標値の設定の根拠)

e-Taxの利用者利便の向上、利用者へのサポート体制の充実を図る観点から、利用者に対するアンケート調査によるe-Taxの利用満足度を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値等を踏まえ、令和4事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。

[主要]

業1-2-1-1-A-8 : 国税庁 ホームページ「確定 申告書等作成コー ナー」を利用した自宅 等からのe-Tax申告状 況 (単位: %)	会計年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度目標値
	目標値	—	—	—	43	53
	実績値	18.6	27.8	36.0	46.3	

(出所) 課税部個人課税課、資産課税課調

(注1) 数値は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して、所得税、消費税及び贈与税の申告書を提出した人員のうち、自宅等からe-Taxにより提出した人員の割合です。

(注2) 数値は、各年分の申告において、翌年3月末日までに提出された申告書の計数です。申告期限の延長に伴い、令和元年度から令和3年度においては、翌年4月30日までに提出された申告書の計数です。

(目標値の設定の根拠)

「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を実現するためには、自宅等からのe-Tax申告を推進していくことが重要であることから、「確定申告書等作成コーナーを利用した自宅等からのe-Tax申告状況」を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値等を踏まえ、53%としました。

○参考指標 4 「確定申告期における I C T (用語集参照) を活用した申告書の提出件数 (所得税、個人事業者の消費税、贈与税)」

業1-2-1-1-A-9: 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用満足度 (単位: %)	会計年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度目標値
	目標値	90	90	90	90	90
	実績値	92.6	88.3	90.7	N.A.	

(出所) 課税部個人課税課調

(注1) 「確定申告書等作成コーナー」において、当該作成コーナーの利用満足度に係るアンケート調査 (5段階評価) を実施しています。数値は、当該アンケートの総回答件数のうち、サービス提供全体の評価及び見やすさなどの使い勝手に関する評価のいずれにおいても上位の評価となっている回答件数が占める割合です。

(注2) 令和4年度の実績値は、国税庁ホームページにおいて令和5年8月頃公表するとともに、令和4事務年度実績評価書に掲載予定です。

(注3) 令和5事務年度におけるアンケート調査の概要は、P.72に記載しています。

(目標値の設定の根拠)

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用者利便の向上、利用者へのサポート体制の充実を図る観点から、利用者に対するアンケート調査による同コーナーの利用満足度を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値等を踏まえ、令和4事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。

○[再掲]参考指標 4 「確定申告期における I C T を活用した申告書の提出件数 (所得税、個人事業者の消費税、贈与税)」

施策	業 1-2-1-2 : マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組
取組内容	<p>マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。マイナンバーカードを利用すれば、e-Taxのほか、政府が運営するオンラインサービスであるマイナポータルを通じて、様々な行政手続をオンラインで行うことができます。</p> <p>このため、国税庁においては、税務関係書類についてマイナンバーの記載が必要である旨の周知を行うことはもとより、デジタル庁や総務省が中心となって政府全体で取り組んでいるマイナンバーカードの普及促進についても積極的に貢献していきます。具体的には、マイナポータルと「確定申告書等作成コーナー」、「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」やe-Taxを連携させることにより確定申告及び年末調整の利便性を向上させるほか、公金受取口座の利用促進など、マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組を推進します。</p> <p>このほか、国税庁は、法人番号の付番機関として、法人番号の指定・公表・通知業務を的確に実施するほか、利活用促進に向けた周知・広報に取り組みます。また、国税庁法人番号公表サイトの安定運用に努めるとともに、その利便性向上に向けて、必要な整備を進めます。</p> <p>(参考) 令和 5 年 4 月 30 日現在におけるマイナンバーカード交付状況 (総務省公表)</p> <p>交付枚数 : 8,786 万枚 (人口に対する割合 : 69.8%)</p> <p>申請件数 : 9,662 万枚 (人口に対する割合 : 76.7%)</p>
定性的な測定指標	
<p>[主要] 業1-2-1-2-B-1 : マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組</p> <p>(令和 5 事務年度目標)</p> <p>マイナンバー制度の普及・定着に向け、マイナンバーカードやマイナポータルを活用した納税者の利便性の向上施策に取り組むとともに、効果的な周知・広報を行っていきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>マイナンバー制度自体の周知・広報に加え、実際にマイナンバーカードやマイナポータルを利用すれば、制度のメリットを理解することにもつながると考えられることから、目標として設定しています。</p> <p>○参考指標 1 「マイナポータル連携機能 (用語集参照) を活用した控除証明書等のデータ取得のためのリクエスト件数」</p> <p>○参考指標 2 「国税庁ホームページ『社会保障・税番号制度<マイナンバー>について』へのアクセス件数」</p> <p>○参考指標 3 「『国税庁法人番号公表サイト』へのアクセス件数」</p> <p>○参考指標 4 「Web-API 機能を活用した法人の基本 3 情報のデータ取得のためのリクエスト件数」</p> <p>○参考指標 5 「公金受取口座の利用件数」 [名称変更]</p>	
施策	業 1-2-1-3 : 利用者目線に立った情報提供
取組内容	<p>「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を実現するためには、国税庁のホームページ等において利用者目線に立った分かりやすい情報提供を行うことが重要です。</p> <p>国税庁ホームページの「タックスアンサー」では、税に関する情報の提供を行っています。納税者に対して税に関する情報をより分かりやすく、かつ的確に提供できるよう、税制改正を踏まえた回答文の改訂を確実にを行うとともに、電話相談センターに数多く寄せられた相談やタックスアンサーアンケートに寄せられた意見などを参考にして、その内容の整備・充実を図ります。</p> <p>このほか、国税庁ホームページでは、令和 2 年 10 月から、利用者が質問事項を入力すると AI (用語集参照) が自動で回答を表示する「チャットボット」 (用語集参照) を運用していま</p>

取組内容	<p>す。個人の納税者を対象とした所得税及び消費税申告、年末調整やインボイス制度に関する相談を行っており、引き続き円滑な運用に努めます。</p> <p>また、利用者からの相談やアンケート結果に基づき、回答内容の充実を図ることとしています。</p> <p>なお、令和5年1月から、e-Taxに登録されている本人情報に加え、還付金等の処理状況や各税目に関する情報（各種届出等）が確認できる「マイページ」（用語集参照）の運用を開始しており、令和5年9月から法人の方向けにも「マイページ」を提供するとともに、表示する情報や税務代理人への利用の拡大など機能の充実を目指します。</p> <p>さらに、令和5年度中に、国税庁公式LINEアカウントのメニューを多様化し、オンライン手続のゲートウェイ（入口）として活用します。加えて、LINEのメッセージ機能を利用して、利用者のニーズに合わせた情報配信（セグメント配信）を行います。</p> <p>併せて、国税に関するデジタル関連施策について、網羅的で分かりやすい周知・広報に取り組みます。</p>
-------------	--

定量的な測定指標						
[主要] 業1-2-1-3-A-1：一般相談に占めるデジタル相談の割合 (単位：%)	会計年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度目標値
目標値		-	-	-	85	85
実績値		-	-	-	90.9	/
<p>(出所) 長官官房税務相談官、課税部個人課税課、軽減税率・インボイス制度対応室調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を実現するためには、国税庁ホームページのタックスアンサーやチャットボットといったデジタル系チャネルを充実し、利用者目線に立った分かりやすい情報提供を行うことが重要であることから、「一般相談に占めるデジタル相談割合」（電話相談センター、確定申告電話相談センター及びインボイスコールセンターにおける電話相談件数とタックスアンサー・チャットボットの利用件数の合計数のうち、タックスアンサー・チャットボットの利用件数が占める割合をいいます。）を設定しています。</p> <p>目標値は、過去の電話相談センター等における相談件数やタックスアンサー・チャットボットの利用件数を踏まえ、85%としました。</p> <p>○参考指標1 「国税庁ホームページ『タックスアンサー』へのアクセス件数」 ○参考指標2 「国税庁ホームページ『チャットボット』への質問入力件数」 ○参考指標3 「電話相談センター等の相談件数」</p>						

定性的な測定指標
<p>[主要] 業1-2-1-3-B-1：利用者目線に立った情報提供に向けた取組</p> <p>(令和5事務年度目標)</p> <p>「タックスアンサー」、「チャットボット」及び「マイページ」について、引き続き円滑な運用に努めるとともに、利用状況等を踏まえて内容の充実等を図ります。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>税務手続に関する不明な点等について、税務署を往訪することなく、自ら解決できるよう分かりやすく情報提供を行うことが重要であることから、「タックスアンサー」、「チャットボット」及び「マイページ」の充実に関する目標を設定しました。</p> <p>○参考指標4 「『マイページ』へのアクセス件数」[新] ○[再掲] 参考指標1 「国税庁ホームページ『タックスアンサー』へのアクセス件数」 ○[再掲] 参考指標2 「国税庁ホームページ『チャットボット』への質問入力件数」</p>

施策 業1-2-1-4：キャッシュレス納付の推進

取組内容

申告納税制度の下においては、納税者の方々は、自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告するとともに、その申告した税額を定められた納期限までに納付する必要があります。

近年、決済手段の多様化やキャッシュレス化が進展する中、国税の納付についても納税者利便の向上と金融機関や税務署の事務の効率化を図り現金管理に伴うコストを削減する観点から、キャッシュレス納付（用語集参照）の推進に取り組んでいます。

具体的には、ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）（用語集参照）をはじめとするキャッシュレス納付の利用勧奨や周知・広報を強化・推進するとともに、日本銀行、金融機関及び地方公共団体等と意見交換を行うなど、関係機関とも連携し、キャッシュレス納付の推進に向けて取り組んでいます。

また、ダイレクト納付について、令和6年4月から、電子申告を行う際に、ダイレクト納付の意思表示を行うことで、特段の操作を行うことなく、法定納期限^(注)に申告納税額を自動で引き落とす仕組みの提供を予定しており、納税者利便の向上にも努めます。

（注）電子申告が法定納期限当日に行われた場合は、その翌日。この場合、法定納期限に納付があったものとみなして、延滞税等に関する規定が適用されます。

定量的な測定指標

[主要] 業1-2-1-4-A-1：キャッシュレス納付の利用状況 (単位：%)	会計年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度目標値
目標値		—	26	32	35	37
実績値		25.6	29.3	32.2	N.A.	

(出所) 徴収部管理運営課調
(注1) 数値は、納付件数のうち、キャッシュレス納付による件数の占める割合です。
(注2) 「キャッシュレス納付」とは、納付書を使用しない非対面の納付方法である①振替納税（用語集参照）、②ダイレクト納付、③インターネットバンキング等による電子納税（用語集参照）、④クレジットカード納付（用語集参照）及び⑤スマホアプリ納付（用語集参照）をいいます。
(注3) 令和4年度の実績値は、令和4事務年度実績評価書に掲載予定です。

(目標値の設定の根拠)
キャッシュレス納付の推進に向けた取組を測定するため、納付件数のうち、キャッシュレス納付による件数の占める割合を指標として設定しています。目標値については、過去の実績値及び中長期目標^(注)として令和7年度までにキャッシュレス納付割合4割を目指していることを考慮し設定しました。

(注) オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和3年10月策定、令和4年10月改定）

○参考指標1 「キャッシュレスによる納付状況」

施策 業1-2-1-5：申請・届出等の合理化・デジタル化

取組内容

税務署に対して行う手続については、申告や納付のほか、例えば、税法上の特例の適用を受けるために必要となる申請・届出等があります。これらの手続についても、納税者の納税義務の履行を円滑かつ適正に実現するために、更なるデジタル化を推進していきます。

デジタル化の効果を最大限に活用するためには、既存の様式を前提にそのオンライン化を図るのではなく、手続や業務の在り方自体の見直しを進めていくことが重要です。具体的には、ワンスオンリー（1度提出した情報は2度提出することを不要とする）等の観点から、手続自体の可否について検討を行うとともに、必要な手続についても記入項目の簡素化を図るなどの見直しを行い、手続全体のデジタル化とUI/UX（用語集参照）の改善に取り組んでまいります。

定性的な測定指標

[主要] 業1-2-1-5-B-1：申請・届出等の合理化・簡素化の状況

(令和5事務年度目標)

各種申請・届出等について、手続自体の要否や記入項目の簡素化などを検討し、必要に応じ制度当局等との協議も行いつつ、実現可能なものから順次、合理化・簡素化を図ります。

(目標の設定の根拠)

各種手続のデジタル化自体が手段であることを十分に認識した上で、納税者の利便性の向上及び税務署等における業務の効率化という目的を達成するため、手続自体の合理化・簡素化を目標として設定しました。

○参考指標1 「合理化・簡素化を行った申請・届出等の件数」

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

参考指標は、施策ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。

実績目標に係る予算額	令和2年度	3年度	4年度	5年度当初	令和5年度行政事業レビュー番号
国税総合管理（KSK）システム	40,566,298千円	(注2) (46,274,358千円)	(注2) (47,765,175千円)	(注2) (49,896,602千円)	
法人番号システム等	3,665,078千円	(注2) (3,568,397千円)	(注2) (3,348,967千円)	(注2) (3,235,535千円)	
国税電子申告・納税システム	10,773,055千円	(注2) (14,244,832千円)	(注2) (13,477,861千円)	(注2) (10,770,706千円)	
合計	55,004,431千円	(注2) (64,087,587千円)	(注2) (64,592,003千円)	(注2) (63,902,843千円)	

(注1) 「実績目標に係る予算額」の表中には、業績目標1-2-1に係る予算額を記載しています。

(注2) 令和3、4年度予算は内閣官房及びデジタル庁、令和5年度予算はデジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。

担当部局名	長官官房（総務課、情報公開・個人情報保護室、税理士監理室、広報広聴室、人事課、会計課、企画課、デジタル化・業務改革室、データ活用推進室、法人番号管理室、参事官付、税務相談官）、課税部（課税総括課、消費税室、軽減税率・インボイス制度対応室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課、査察課）、税務大学校	実績評価実施予定時期	令和6年10月
-------	---	------------	---------

○ 業績目標 1-2-2 : デジタルの活用による業務の効率化・高度化

従来の慣行にとらわれることなく、業務の在り方を見直し、デジタルの利点を最大限に活用して、内部事務・外部事務の効率化・高度化を図ります。

業績目標の内容及び 目標設定の考え方	<p>手続や業務のデジタル化により、業務の効率化・高度化を図っていくためには、従来の慣行にとらわれることなく、業務の在り方を不断に見直していくことが重要です。</p> <p>国税庁では、国税総合管理（K S K）システムの刷新に取り組んでおり、書面中心からデータ中心の業務に移行して集約処理することでより一層の効率化を図っていくことを踏まえ、従来、個々の税務署で行われていた申告書の入力や審査等の内部事務について、専担部署（センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」（以下「センター化」といいます。）を推進し、効率化された事務量を生かして外部事務等の充実を図るためのインフラ整備に取り組みます。</p> <p>また、税務調査等の際の納税者による追加資料の提出や、国税当局から金融機関に対する預貯金情報の照会などについて、オンライン化を推進し、官民の業務の効率化を図ります。</p> <p>このほか、データの活用により課税・徴収を効率化・高度化し、組織としてのパフォーマンスの最大化を目指します。</p>
-------------------------------	--

上記の「業績目標」を達成するための「施策」

業1-2-2-1 : 内部事務のセンター化の推進

業1-2-2-2 : 照会等のオンライン化の推進

業1-2-2-3 : データ活用等による税務執行の効率化・高度化

関連する内閣の基本方針等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定） ○ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）
---------------------	---

施策	業1-2-2-1 : 内部事務のセンター化の推進
取組内容	<p>国税庁では、令和3年7月から国税局の組織として「業務センター室（用語集参照）」を設置し、一部の税務署を対象としたセンター化を実施しています。</p> <p>センター化は、申告書の入力や審査等の内部事務について、効率化・高度化を図るとともに、効率化された事務量を生かして納税者サービスの充実や外部事務（調査・徴収事務）の充実・高度化を目指す取組です。</p> <p>今後、令和8事務年度における全税務署を対象としたセンター化の実施に向けて、段階的に対象となる税務署を拡大し、その円滑な定着に向けて着実に取り組みます。</p>
定性的な測定指標	
	[主要] 業1-2-2-1-B-1 : 内部事務のセンター化の状況
	(令和5事務年度目標)
	一部の税務署を対象として「内部事務のセンター化」を実施し、内部事務を効率的に集約処理します。

	<p>(目標の設定の根拠) デジタル化を前提に業務の在り方の見直しを行い、内部事務の効率化を実現することが重要であることから、目標として設定しています。</p>
	<p>○参考指標 1 「内部事務のセンター化の対象となる税務署数」 ○参考指標 2 「業務センター室における申告書（所得税・消費税(個人)）の入力件数及び処理件数割合」 ○参考指標 3 「業務センター室における申告書（相続税）の入力件数及び処理件数割合」 ○参考指標 4 「業務センター室における申告書（法人税・消費税(法人)）の入力件数及び処理件数割合」 ○参考指標 5 「業務センター室における無申告行政指導（所得税）の件数」 ○参考指標 6 「業務センター室における無申告行政指導（相続税）の件数」 ○参考指標 7 「業務センター室における無申告行政指導（法人税・消費税(法人)）の件数」</p>

施策	業1-2-2-2：照会等のオンライン化の推進
取組内容	<p>申告書の審査や税務調査等を行う過程においては、金融機関に対して預貯金情報の照会を行うことや、納税者に対して資料の提出を求めることがあります。令和3年10月からセキュリティが確保された専用のネットワークを利用して、国税当局から金融機関に対する照会及び金融機関からの回答についてオンラインで実施しており、更なる官民の業務の効率化を図る観点から、金融機関等に対してオンライン照会サービスの利用勧奨に取り組みます。</p> <p>地方公共団体等との連携については、書面等で行われている手続を見直し、オンラインで連携する仕組みを整備し行政事務の効率化を図ります。</p>

定量的な測定指標						
業1-2-2-2-A-1：オンライン照会可能な金融機関数 (単位：機関)	会計年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度目標値
	目標値	—	—	—	50	100
	実績値	—	—	37	61	
<p>(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調 (注) 数値は、会計年度末での金融機関数を記載しています。</p> <p>(目標値の設定の根拠) 金融機関に対する預貯金情報の照会業務のオンライン化を図ることは、官民双方の業務効率化を図る観点から重要であるため、「オンライン照会可能な金融機関数」を指標として設定しています。 目標値は、過去の実績値及び金融機関等との協議状況を踏まえ、100機関としました。</p>						

定性的な測定指標	
[主要] 業1-2-2-2-B-1：照会等のオンライン化の状況	
(令和5事務年度目標) 預貯金情報の照会及び地方公共団体等との連携についてオンライン化を推進します。	
(目標の設定の根拠) 官民の業務の効率化を実現するため、各種業務のデジタル化を推進していくことが重要であることから、目標として設定しています。	
<p>○参考指標 1 「オンラインによる預貯金照会件数」[新] ○参考指標 2 「オンラインによる預貯金照会において回答までに要した日数(平均)」</p>	

施策	業 1-2-2-3 : データ活用等による税務執行の効率化・高度化
取組内容	<p>課税・徴収をはじめとした税務執行の効率化・高度化を図るため、データを活用した取組を推進します。</p> <p>具体的には、国税組織内・外における多様かつ膨大な情報の中から必要なデータを抽出・加工・分析等することにより、申告漏れリスクの高い納税者の特定や滞納者への効率的な接触を図ります。併せて、データを活用した事務運営を実践するため、職員のスキルを向上させる研修体系の整備に取り組みます。</p> <p>また、国税組織内の共有フォルダへのアクセスや電子メールの送受信ができるモバイル端末を配備し、効果的な活用を推進することにより、調査・徴収事務の効率化・高度化及びテレワーク・サテライトオフィス勤務などの職員のワークライフバランスの向上に取り組むほか、税務調査の効率化を進める観点から、Web会議システム等を利用したりリモート調査を引き続き実施します。</p>
定性的な測定指標	
[主要] 業1-2-2-3-B-1 : データ活用による調査・徴収の効率化・高度化[新]	
<p>(令和5事務年度目標)</p> <p>課税においては、調査必要度が高い納税者に対して重点的に事務量を投下するため、国税組織内・外における多様かつ膨大なデータ及びA I等を活用し、申告漏れリスクの高い者を的確かつ効率的に抽出するなど、調査の効率化・高度化に努めます。</p> <p>徴収においては、過去の接触実績や納付状況等のデータ及びA Iを活用して構築したモデルにより、滞納者ごとに最適なアプローチを予測し、効果的・効率的な滞納整理に努めます。</p> <p>併せて、統計学やA Iを活用したデータ分析の実践と業務への活用を推進するため、データリテラシーのレベルに応じた研修体系を整備するほか、ICTに関する素養を備えた人材を採用するなど、人材の育成等に取り組みます。</p>	
<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>課税・徴収の効率化・高度化のためには、データの活用が重要であることから、目標として設定しました。</p>	
<p>○参考指標 1 「パイロット・プロジェクトの実施状況」[新]</p> <p>○参考指標 2 「A Iコールリストを活用した架電応答率」[新]</p> <p>○参考指標 3 「データリテラシー研修の実施状況」[新]</p>	
業1-2-2-3-B-2 : モバイル端末の活用の推進	
<p>(令和5事務年度目標)</p> <p>共有フォルダへのアクセスや電子メールの送受信ができるモバイル端末を配備し、効果的な活用を推進することにより、効率的かつ高度な調査・徴収事務の実施や、テレワーク・サテライトオフィス勤務の推進、Web会議の積極的活用などによる、働き方改革に取り組みます。</p>	
<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>セキュリティを確保しつつ、デジタル技術を活用した調査・徴収の効率化・高度化や、モバイル端末の効果的な活用による業務の効率化等に取り組むことが重要であることから、目標として設定しています。</p>	
<p>○参考指標 4 「モバイル端末の配備台数」</p>	

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

参考指標は、施策ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。

業績目標に係る予算額	令和2年度	3年度	4年度	5年度当初	令和5年度行政 事業レビュー番号
国税総合管理（KSK）システム	40,566,298千円	(注2) (46,274,358千円)	(注2) (47,765,175千円)	(注2) (49,896,602千円)	
国税電子申告・納税システム	10,773,055千円	(注2) (14,244,832千円)	(注2) (13,477,861千円)	(注2) (10,770,706千円)	
合 計	51,339,353千円	(注2) (60,519,190千円)	(注2) (61,243,036千円)	(注2) (60,667,308千円)	

(注1) 「実績目標に係る予算額」の表中には、業績目標1-2-2に係る予算額を記載しています。

(注2) 令和3、4年度予算は内閣官房及びデジタル庁、令和5年度予算はデジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。

担当部局名	長官官房（総務課、人事課、会計課、企画課、デジタル化・業務改革推進室、データ活用推進室、参事官付）、課税部（課税総括課、消費税室、軽減税率・インボイス制度対応室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課、査察課）	実績評価実施予定時期	令和6年10月
--------------	---	-------------------	---------

○ 実績目標(小) 1-3 : 納税者サービスの充実

実績目標の内容及び 目標設定の考え方	<p>適正申告・納税を推進するため、納税者が申告・納税を「簡単・便利・スムーズ」に行うことができるよう、広報・広聴活動の充実を図るとともに、国民各層・納税者の方々に向けた租税に関する啓発活動を推進します。</p> <p>また、納税者からの問合せや相談に対して迅速・的確に対応するとともに、納税者の多様なニーズに的確に対応した納税者サービスの充実を図り、納税者の満足度を高めます。</p>
-------------------------------	---

上記の「実績目標 (小)」を達成するための「業績目標」	
業績目標1-3-1 : 広報・広聴活動等の充実	<p>国民各層・納税者の方々の視点に立った情報の提供に努めるとともに、租税の意義・役割、納税意識の重要性や税務行政についての理解・協力を求めます。</p> <p>また、国民各層・納税者の方々の意見・要望等を聴取し、事務の改善に努めます。</p>
業績目標1-3-2 : 相談等への適切な対応	<p>問合せや相談に対して迅速かつ的確に対応するとともに、納税者の満足度が向上するよう努めます。</p>

(注) 「実績目標(小) 1-3」は、その細目として上記の2つの目標「業績目標1-3-1及び1-3-2」を設定し、これらの評価結果を総合して評価を行います。

なお、2つの業績目標の内容は、目標ごとに記載しています。

関連する内閣の基本方針等	該当なし
---------------------	------

今回廃止した測定指標とその理由	
廃止等した測定指標がある場合は、業績目標ごとに、その理由を記載しています。	

参考指標	参考指標は、業績目標ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。
-------------	-----------------------------------

担当部局名	長官官房（総務課、税理士監理室、広報広聴室、会計課、企画課、デジタル化・業務改革室、データ活用推進室、税務相談官）、課税部（課税総括課、消費税室、軽減税率・インボイス制度対応室、審理室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、資産評価企画官）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課）、税務大学校	実績評価実施予定時期	令和6年10月
--------------	---	-------------------	---------

○ 業績目標 1-3-1 : 広報・広聴活動等の充実

国民各層・納税者の方々の視点に立った情報の提供に努めるとともに、租税の意義・役割、納税意識の重要性や税務行政についての理解・協力を求めます。
 また、国民各層・納税者の方々の意見・要望等を聴取し、事務の改善に努めます。

**業績目標の内容及び
目標設定の考え方**

申告納税制度が円滑に機能するよう、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) などを活用し、納税者の申告・納税等に役立つ情報を分かりやすく提供します。
 また、租税の意義・役割や納税意識の重要性、税務行政における様々な取組などについて、国民各層・納税者の方々からの幅広い理解や協力を得るため、広報・広聴活動を行い、租税教育の充実や公開講座の開設等による租税に関する知識の普及を図るほか、関係民間団体との協調関係の推進などにも取り組みます。

上記の「業績目標」を達成するための「施策」

- 業1-3-1-1 : 国民各層・納税者の方々への広報活動の充実
- 業1-3-1-2 : 租税に関する啓発活動
- 業1-3-1-3 : 関係民間団体との協調関係の推進
- 業1-3-1-4 : 地方公共団体との協力関係の確保
- 業1-3-1-5 : 国民各層・納税者の方々からの意見や要望への的確な対応等

関連する内閣の基本方針等

該当なし

施策

業1-3-1-1 : 国民各層・納税者の方々への広報活動の充実

取組内容

広く国民各層・納税者の方々に対して、租税の意義や役割、申告・納税の手続等に関する情報等について、①知りたい情報をいつでも必要な時に入手できること、②分かりやすい表現であること等を基本として、的確な広報を行います。
 広報媒体の中核である国税庁ホームページは、①各種情報の提供（法令解釈通達、質疑応答事例、文書回答事例等）、②ICTを活用した申告・納税手続（e-Taxや確定申告書等作成コーナー (<https://www.keisan.nta.go.jp>)）の窓口など、様々な役割を有しています。このため、誰でも必要な情報に容易にアクセスできるよう、案内機能の充実を図るとともに、高齢者や障害のある方に配慮し、文字拡大や音声読み上げソフトに対応したページを作成するなど、利便性の向上を図ります。
 さらに、情報発信サービスの一環として、国税庁ホームページ新着情報とメールマガジンの配信を行うほか、動画共有サイト（YouTube）やSNS（Twitter、LINE）を活用するなど、情報提供の充実を図ります。
 また、国税庁の取組全般について、より分かりやすく説明するため、「国税庁レポート」（日本語版・英語版）を作成し、国税庁ホームページに掲載します。
 令和5事務年度においても、引き続き、国民各層・納税者の方々のニーズを踏まえ、的確かつ効果的・効率的な情報提供ができるよう、国税の広報活動についてのアンケート調査を行うとともに、外部の専門家の意見を参考にしながら、各種広報活動の充実を図ります。

定量的な測定指標

[主要] 業1-3-1-1-A-1：国税の 広報に関する評価 (単位：%)	会計年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度目標値
	目標値	80	80	80	80	80
	実績値	80.2	79.1	81.4	80.7	

(出所) 長官官房広報広聴室調
(注1) 各年度の数値は、国税の広報についてのアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」又は「やや良い」）を得た割合です。
(注2) 令和5事務年度におけるアンケート調査の概要は、P.72に記載しています。
(注3) アンケート調査については、例年、5月、9月、11月、2月に実施していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年5月、令和3年2月及び5月の実施は取りやめています。

(目標値の設定の根拠)

国税の広報に関する様々な取組についての評価を測定するため、国税の広報についてのアンケートによる評価を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、令和4事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。

○参考指標1 「国税庁ホームページへのアクセス件数」

○参考指標2 「国税庁が提供する動画の再生回数」

業1-3-1-1-A-2：確定申 告の広報に関する評 価 (単位：%)	会計年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度目標値
	目標値	—	—	85	90	75
	実績値	—	—	97.2	97.0	

(出所) 長官官房広報広聴室調
(注1) 令和4年度までの数値は、国税の広報についてのアンケート調査において、「今年の申告で役に立った」から「役に立たない」の3段階評価で上位評価（「今年の申告で役に立った」又は「今年の申告では役に立っていないが継続した方がよい」）を得た割合です。
(注2) 令和5年度から、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」において、国税の広報についてのアンケート調査（5段階評価）を実施することとしています。令和5年度の数値は、当該アンケート調査において「とても役立つ」から「全く役に立たない」の5段階評価で上位評価（「とても役立つ」又は「どちらかといえば役立つ」）を得た割合です。
(注3) 令和5事務年度におけるアンケート調査の概要は、P.72に記載しています。
(注4) 令和4年度までのアンケート調査については、5月、9月、11月、2月に実施していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年5月の実施は取りやめています。

(目標値の設定の根拠)

確定申告に関する情報提供についての評価を測定するため、国税の広報についてのアンケートによる評価を指標として設定しています。上記（注2）のとおり、令和5年度からアンケート調査の対象者、内容及び実施方法を変更することから、目標値は、サンプル調査の結果を踏まえ75%に設定しました。

○参考指標3 「国税庁ホームページ『確定申告特集ページ』へのアクセス件数」

施策 業1-3-1-2：租税に関する啓発活動

取組内容

国民各層・納税者の方々に租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、国税庁ホームページを活用するなど、情報提供の充実を図るほか、若年層に対する租税教育、一般の方々を対象とした公開講座や講演会等の各種施策を通じて、租税に関する啓発活動を行います。

1. 租税教育の充実

租税教育は社会全体で継続的、段階的に取り組むことが必要との考えの下、納税の義務及び社会生活の基本的な仕組みである租税の意義や役割が正しく理解され、小学校、中学校、

高等学校、大学等の各学校段階における租税教育の充実が図られるよう、租税教室等への講師派遣（オンライン授業も含まれます。）や学校教育関係者等に向けた研修会の実施など、実務的、専門的知見から環境整備や支援を行います。

また、租税教育推進関係省庁等協議会（用語集参照）（国税庁、総務省、文部科学省等で構成）を通じて、租税教育の充実に向けて継続的に協議し、その協議内容を関係機関へ周知していきます。

(1) 学校等への講師派遣等

各都道府県に設置された租税教育推進協議会（国、地方公共団体、学校教育関係者等で構成）を中心に、税理士会（用語集参照）をはじめとする関係民間団体の協力を得て、学校等からの要請（内容、実施方法等）に基づき、租税教室等へ職員や税理士等を講師として派遣するほか、学校教育関係者等を対象とした研修会を行います。

(2) 税の作文募集等

高校生を対象として税の作文を募集するほか、全国納税貯蓄組合連合会との共催による中学生を対象とした税の作文募集などを行います。

また、国税庁ホームページの「税の学習コーナー」（<https://www.nta.go.jp/taxes/kids/index.htm>）では、引き続き、児童・生徒等が税について自ら学習できるような情報を提供するとともに、学校教育関係者をはじめ、租税教育において講師を務める方々が活用できる「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った教材を掲載します。

2. 「税を考える週間」の実施

税の啓発活動として、広報施策を効果的・効率的に行う観点から、税のキャンペーン週間（税を考える週間）を設けて、適正・公平な賦課及び徴収の実現に向けた国税庁の取組や租税の意義・役割などに関する情報を国税庁ホームページ（取組紹介ページ）に掲載するほか、幹部を講師とした講演会を行うなど、集中した広報・広聴活動を実施します。

3. 税務大学校における取組

租税に関する知識の普及や納税意識の向上に寄与することを目的として、次の施策を実施します。

(1) 公開講座の開催

税務大学校の有する租税についての教育及び研究機能を活用し、広く一般の方々向けに、租税の意義や役割、一般的な税の仕組み等に関する公開講座を、令和5年11月にオンデマンド配信により開催します。

開催に当たっては、幅広い層のより多くの方々に聴講していただくため、多様な講座を用意し、受講希望者のニーズにより近い講座が選択できるよう、国税庁ホームページなどを通じて、講座の概要などについて分かりやすい広報を実施します。

(2) 租税史料の展示等

租税史料室（税務情報センター）で収集・保存している税に関する貴重な史料については、年間を通じて広く一般の方々に公開します。

史料の公開に当たっては、小中学生、高校生による歴史学習や団体の研修の場として活用しやすいものにするとともに、希望に応じて職員による説明を行うなど、利用者のニーズに配慮します。

また、国税庁ホームページの税務大学校コーナーの租税史料ライブラリー（<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/sozei/shiryoku/index.htm>）では、租税史料室（税務情報センター）が所蔵する史料をデジタル化して展示します。

なお、展示は常設展示のほか平成12年からテーマを決めて展示を1年ごとに行う特別展示を行っております。令和3年度の特別展示からは、感染症の影響による来館者激減を契機として、展示開始後その内容をいち早くお届けするため、国税庁ホームページへ掲載（過去の特別展示もご覧いただけます。）するとともに、特別展示の内容を紹介するインターネット番組（Web-TAX-TV）を制作し、国税庁ホームページ及び動画共有サイト（YouTube）にて配信しています。

定量的な測定指標

[主要] 業1-3-1-2-A-1：租税教室等受講者の理解度 (単位：%)	会計年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度目標値
	目標値	80	85	85	90	90
	実績値	98.2	97.1	97.7	97.1	

(出所) 長官官房広報広聴室調

(注1) 数値は、租税教育についてのアンケート調査において、「深まった(分かった)」から「深まらなかった(分らなかった)」の4段階評価で上位評価(「深まった(分かった)」又は「やや深まった(やや分かった)」)を得た割合です。

(注2) 令和5事務年度におけるアンケート調査の概要は、P.72に記載しています。

(目標値の設定の根拠)

租税教育に関する取組についての評価を測定するため、租税教育を受けた児童・生徒等に対して実施する「租税教育についてのアンケート調査」における評価を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値等を踏まえ、令和4事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。

○参考指標1「租税教室等への講師派遣の人員」

○参考指標2「税の作文の応募編数」

○参考指標3「講演会等の開催回数」

業1-3-1-2-A-2：税務大学校における公開講座の内容の満足度 (単位：%)	会計年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度目標値
	目標値	80	80	80	80	80
	実績値	81.7	—	83.6	91.0	

(出所) 税務大学校調

(注1) 数値は、税務大学校における公開講座のアンケート調査において、「良かった」から「悪かった」の5段階評価で上位評価(「良かった」又は「やや良かった」)を得た割合です。

(注2) 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、公開講座を開催することができなかったことから、実績値は「-」としています。

(注3) 令和5事務年度におけるアンケート調査の概要は、P.73に記載しています。

(目標値の設定の根拠)

税務大学校で開催している公開講座の内容に対する受講者の満足度を測定するため、公開講座に関するアンケート調査における評価を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値等を踏まえ、令和4事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。

○参考指標4「税務大学校における公開講座の受講者数」

業1-3-1-2-A-3：租税史料室(税務情報センター)見学者の満足度 (単位：%)	会計年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度目標値
	目標値	95	95	95	95	95
	実績値	99.2	95.2	93.4	97.9	

(出所) 税務大学校調

(注1) 数値は、租税史料室(税務情報センター)についてのアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価(「良い」又は「やや良い」)を得た割合です。

(注2) 令和5事務年度におけるアンケート調査の概要は、P.73に記載しています。

(目標値の設定の根拠)

租税史料室(税務情報センター)見学者の満足度を測定するため、見学者に対するアンケート調査における評価を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値等を踏まえ、令和4事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。

○参考指標5「租税史料室(税務情報センター)の見学者数」

○参考指標6「国税庁ホームページ『税務大学校』へのアクセス件数」

定性的な測定指標	
[主要] 業1-3-1-2-B-1：租税に関する啓発活動の集中的な実施	
<p>(令和5事務年度目標)</p> <p>税の啓発活動を効果的・効率的に行う観点から、税のキャンペーン週間（税を考える週間）を中心として、適正・公平な賦課及び徴収の実現に向けた国税庁の取組や租税の意義・役割などに関する情報を国税庁ホームページ（取組紹介ページ）に分かりやすく掲載し、当該ページへ誘引する広報を実施します。</p>	
<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>国税庁ホームページ（取組紹介ページ）の内容の充実に取り組むとともに、当該ページへ誘引する広報を実施することは、広く国民各層・納税者の方々に対し、租税の意義・役割や税務行政への理解を深めていただくための効果的・効率的な情報提供手段として重要であることから、目標として設定しています。</p>	
○参考指標7「国税庁ホームページ『取組紹介ページ』へのアクセス件数」	

施策	業1-3-1-3：関係民間団体との協調関係の推進
取組内容	<p>税理士会、青色申告会（用語集参照）、法人会（用語集参照）、納税貯蓄組合（用語集参照）、間税会（用語集参照）、納税協会（用語集参照）などの関係民間団体は、各団体が開催する各種説明会等を通じて、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及などに大きな役割を果たしています。</p> <p>このため、これらの関係民間団体との意見交換等を通じ、連携・協調関係の推進を図るとともに、e-Taxの利用拡大に向けた取組やマイナンバー制度の普及・定着に向けた取組など、幅広い広報活動への積極的な協力を求めます。</p>

定性的な測定指標	
[主要] 業1-3-1-3-B-1：関係民間団体との連携・協調関係の推進及び広報活動等の協力要請	
<p>(令和5事務年度目標)</p> <p>関係民間団体が行う各種説明会や広報活動等について、各団体との意見交換等を通じて、国税庁が推進する施策等への積極的な協力を求めます。</p>	
<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>関係民間団体は、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及などに大きな役割を果たしており、国税庁が推進する施策等の実施に当たっては、引き続き、協調関係の推進を図ることが重要です。</p> <p>各団体との意見交換等を通じて、国税庁が推進する施策等への協力を積極的に要請していくことが、協調関係の推進につながることから、目標として設定しています。</p>	

施策	業 1-3-1-4：地方公共団体との協力関係の確保
取組内容	<p>地方公共団体との協力関係の確保については、納税者サービスの向上や国税、都道府県税、市町村税に関する税務行政の効率化を図る観点から、市町村等における申告書の收受、各種説明会の共同開催、税務広報資料の市町村広報誌等への掲載等に関して、地方税務協議会等（用語集参照）での十分な協議を行って実施します。</p> <p>また、e-Taxの利用拡大に向けた各種施策の実施や周知・広報に関する協力関係の確保を図るとともに、地方税ポータルシステム（eLTAX）（用語集参照）とのデータ連携の利用拡大に向けて取り組みます。</p>
定性的な測定指標	
[主要] 業1-3-1-4-B-1：地方公共団体との協力関係確保のための協議会等の開催	
<p>(令和5事務年度目標)</p> <p>地方公共団体との協力関係を確保するため、地方税務協議会等を開催します。</p>	
<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>各種説明会の共同開催や税務広報資料の市町村広報誌等への掲載など、納税者サービスの向上や国・地方公共団体双方の税務行政の効率化を図る上で、地方公共団体との協力関係を確保することは重要です。</p> <p>地方税務協議会の開催などを通じて連携・協調を図ることが、地方公共団体との協力関係の確保につながることから、目標として設定しています。</p>	
○参考指標 1 「地方税務協議会等の開催回数」	

施策	業 1-3-1-5：国民各層・納税者の方々からの意見や要望への的確な対応等
取組内容	<p>国民各層・納税者の方々の税務行政に対するニーズを的確に把握するため、国税庁、国税局及び税務署の各窓口、国税庁ホームページ等を通じて寄せられた意見・要望等を集約し、関係部署において検討を行い、納税者サービスの向上や事務運営の改善に取り組みます。</p> <p>また、寄せられた意見・要望等に対して、国税庁の取組の状況を公表するなど、国民各層・納税者の方々との双方向の情報交換の推進を図ります。</p> <p>さらに、国税局では、教育関係者や報道関係者など、347名（令和5年4月～令和6年3月）の方々に国税モニター（用語集参照）を委嘱しており、国税モニターの方々から税に関する情報提供の在り方や国税庁の取組等について意見を伺うとともに、税務行政に反映させることを通じて、より信頼される税務行政が実現されるよう、広聴活動を充実させます。</p> <p>なお、職員に対しては、広聴活動の重要性について、会議、研修等の場を通じて周知・徹底を図ります。</p>
定性的な測定指標	
[主要] 業1-3-1-5-B-1：国民各層・納税者の方々からの意見や要望への的確な対応	
<p>(令和5事務年度目標)</p> <p>国民各層・納税者の方々から寄せられた意見・要望等について、関係部署において検討し、事務の改善等に取り組みます。</p>	
<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>国民各層・納税者の方々の税務行政に対するニーズを的確に把握するとともに、寄せられた意見・要望等を集約し、関係部署において検討を行い、納税者サービスの向上や事務運営の改善に反映させることは、申告納税制度を推進する上で重要であることから、目標として設定しています。</p>	
○参考指標 1 「ご意見・ご要望に対する取組」	

今回廃止した測定指標とその理由

令和4事務年度の実施計画において設定していた定量的な測定指標である「業1-3-1-2-A-3:税務大学校における公開講座のレベルの適正度」は、税務大学校が実施する公開講座に設定したレベルについて受講者から見た適正度合いを測定する指標でした。公開講座については、従来は対面等で実施していましたが、幅広い層のより多くの方々に視聴していただけるよう、オンデマンド配信とするとともに、受講希望者が自らのニーズに合った講座を選択できるよう、配信前に講座の資料等をホームページに掲載するなどして、講座のレベルの表示をしないこととしたため、当該指標を廃止しました。

なお、公開講座の満足度に関しては、定量的な測定指標「税務大学校における公開講座の内容の満足度」を従来から設定しています。

参考指標	参考指標は、施策ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。
-------------	---------------------------------

業績目標に係る予算額	令和2年度	3年度	4年度	5年度当初	令和5年度行政 事業レビュー番号
国税庁の広報活動経費	1,708,266千円	443,128千円	441,063千円	435,705千円	0004

(注) 「業績目標に係る予算額」の表中には、業績目標1-3-1に係る予算額を記載しています。

担当部局名	長官官房（総務課、税理士監理室、広報広聴室、企画課、デジタル化・業務改革室、データ活用推進室）、課税部（課税総括課、消費税室、軽減税率・インボイス制度対応室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課）、徴収部（管理運営課）、税務大学校	実績評価実施予定時期	令和6年10月
--------------	--	-------------------	---------

○ 業績目標 1-3-2 : 相談等への適切な対応

問合せや相談に対して迅速かつ的確に対応するとともに、納税者の満足度が向上するよう努めます。

**業績目標の内容及び
目標設定の考え方**

納税者からの問合せや相談に対して迅速・的確に対応するとともに、申告期限前の照会（事前照会）に対する文書回答事例を国税庁ホームページに公表するなど、税法の適用等についての予測可能性の向上を図ります。
また、納税者の来署目的に適切に対応することなどにより、納税者の満足度の向上を図ります。

上記の「業績目標」を達成するための「施策」

業1-3-2-1 : 納税者からの相談等への適切な対応

業1-3-2-2 : 納税者からの苦情等への迅速・適切な対応

業1-3-2-3 : 改正消費税法への対応

関連する内閣の基本方針等

該当なし

施策 業1-3-2-1 : 納税者からの相談等への適切な対応

取組内容

納税者からの相談等には、次のとおり適切に対応します。

1. 電話相談センターにおける相談の充実

電話相談センター（用語集参照）においては、次のとおり対応します。

なお、令和5事務年度中に全国一律の電話番号で電話相談センターに繋がる相談専用ダイヤルを新たに導入して、税に関する電話相談先を分かりやすくするなど、納税者の利便性の向上を図ります。

また、電話相談センターを利用した納税者に対して電話相談に関するアンケート調査を行い、その結果を踏まえ、相談事務の質の向上を図ります。

(1) 通常期

電話相談センターにおいては、税に関する電話相談を集中的に受け付けており、税務相談官が税目別に対応することで、迅速かつ質の高い回答に努めるとともに、1件当たりの相談時間の短縮を図り、納税者の利便性の向上に努めます。

このため、職員に対し、税制改正や相談事例に関する研修のほか、応接研修、相談技法の研修を継続的に実施し、税務相談官としての専門知識と応接態度の向上を図ります。

(2) 確定申告期

確定申告期においては、通常期より増加する電話相談に適切に対応するため、電話相談センターに加え、確定申告電話相談センターを全国の国税局に開設します。

確定申告電話相談センターでは、確定申告会場に関する問合せや申告書用紙の送付依頼等、税務相談以外の質問等については、オペレーターを活用して効率的に対応するとともに、税務相談については、専門知識を有する税理士や職員が多岐にわたる相談にきめ細かな対応を行うことで納税者サービスの向上を図ります。

2. 国税庁ホームページにおける税に関する情報の充実等

国税庁ホームページの「タックスアンサー」では、税に関する情報の提供を行っています。納税者に対して税に関する情報をより分かりやすく、かつ的確に提供できるよう、税制改正を踏まえた回答文の改訂を確実に行うとともに、電話相談センターに数多く寄せられた相談やタックスアンサーアンケートに寄せられた意見などを参考にして、その内容の整備・充実を図ります。

このほか、国税庁ホームページでは、令和2年10月から、利用者が質問事項を入力するとAI（用語集参照）が自動で回答を表示する「チャットボット」（用語集参照）を運用して

います。個人の納税者を対象とした所得税及び消費税申告、年末調整やインボイス制度に関する相談を行っており、引き続き円滑な運用に努めます。

また、利用者からの相談やアンケート結果に基づき、回答内容の充実を図ることとしています。〔再掲〕

3. 来署納税者への適切な対応

来署した納税者が一般的な税に関する相談について、次回以降、来署せずに自宅等から完結できるよう、国税庁ホームページ（チャットボットやタックスアンサーなど）の利用勧奨や電話相談センターへの案内により納税者の利便性の向上を図る取組を行います。また、相談内容が申告又は納税に直結しており、書類や事実関係を具体的に確認する必要があるような個別の相談の場合には、納税者本人又は納税者の委任を受けた税理士から事前に予約をいただいた上で、納税者の事情に応じて適切に対応します。

さらに、来署した納税者に対して、職員の窓口・相談対応に対する評価についてアンケート調査を実施し、納税者の評価や要望を把握・分析して有効に活用することで、納税者の満足度の更なる向上に取り組みます。

4. 確定申告期における対応

(1) 確定申告会場における対応

確定申告期において、来署された納税者には、確定申告会場に設置したパソコン又は納税者自身のスマホ等から「確定申告書等作成コーナー」を利用していただき、システムによる計算誤りのない申告書作成、簡単な申告書の提出など、e-Taxによる申告の利便性を実感していただくことによって、翌年以降の自宅等からのe-Tax申告を促します。

また、パソコン等の操作が不慣れな方などに対する的確な助言を行うための操作補助者を適切に配置するなど、円滑な申告・納税ができるよう、適切な相談体制を構築します。

(2) 閉庁日における申告相談等の実施

平日に来署することが困難なため、閉庁日（用語集参照）の申告相談を希望する納税者の要望を受けて、確定申告期間中の閉庁日に一部の税務署で申告相談や申告書の受付を行います。

5. 事前照会への的確な対応

納税者が実際に行う取引等に関して税務上の取扱いが明らかでない事項について、申告期限前の照会（事前照会）があった場合には、納税者サービスの一環として、その内容に応じ回答を行います。

このうち、文書による回答を求める旨の申出があった事前照会については、一定の要件を満たす場合、文書による回答を行い、その照会・回答内容を国税庁ホームページにおいて公表しています（文書回答手続による事前照会）。

また、文書による回答事例のほか、他の納税者の参考となる事前照会の回答事例についても、納税者の予測可能性を向上させる観点から、「質疑応答事例」として国税庁ホームページに掲載しています。

令和5事務年度においても、事前照会について適正かつ迅速に対応しつつ、納税者の予測可能性を向上させる観点から、①文書回答手続による事前照会について、引き続き積極的な広報活動に取り組むとともに、②「質疑応答事例」について、税制改正などを踏まえた見直しを行い、掲載事例の一層の充実を図ります。

6. 説明会による情報の提供等

申告と納税に必要な法令解釈や事務手続を正しく理解していただくため、地方公共団体や関係民間団体との協調関係の下、確定申告に関する各種説明会、改正税法の説明会等を開催し、必要な情報を提供します。

また、個人事業者に対しては、事業所得のある者等に記帳・帳簿等保存制度が定着するよう、引き続き、地方公共団体や関係民間団体との連携・協調を図りながら、記帳説明会の実施等によって制度の周知を図ります。

さらに、納税者の正確な記帳に基づく適正な所得税申告を可能にするため、自ら記帳できる能力（自計能力）を習得できるよう記帳指導を行うとともに、あらゆる機会を捉えて青色申告制度（用語集参照）の説明を行い、その普及を図ります。

7. 路線価等の情報提供

路線価（用語集参照）及び評価倍率（用語集参照）（以下合わせて「路線価等」といいます。）については、納税者の相続税等の申告等の便宜を図るとともに、課税の公平を担保する観点から、毎年定め、これを国税庁ホームページに公開しています。

路線価等の評定に当たっては、①標準地（用語集参照）の適正な配置、②地価情報や地価に大きな影響を与える都市計画の変更等の情報の的確な収集、③固定資産税評価に係る情報の的確な収集、④地価変動の著しい地域等への綿密な現地踏査の実施、⑤精通者等との情報交換等の実施による精度の高い意見価格等の収集等に取り組むことにより、地価動向を確実に把握し、これを的確に反映させます。

○ [再掲：業1-2-1-1：オンライン申告の推進（参考指標4）]

参考指標1「確定申告期におけるICTを活用した申告書の提出件数（所得税、個人事業者の消費税、贈与税）」

○参考指標2「閉庁日における相談件数（所得税）」

○参考指標3「各種説明会の開催回数・参加人員」

○参考指標4「記帳指導を受けた者の自計能力を習得した割合」

○参考指標5「所得税青色申告承認者数」

○参考指標6「国税庁ホームページ『路線価図・評価倍率表』へのアクセス件数」

定量的な測定指標

[主要]	会計年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度目標値
業1-3-2-1-A-1：電話相談センターにおける10分以内の相談割合（単位：％）	目標値	95	95	95	95	95
	実績値	98.4	98.1	97.9	97.7	

（出所）長官官房税務相談官調

（注1）令和5事務年度におけるサンプル調査の概要は、P.75に記載しています。

（注2）サンプル調査については、例年、5月、9月、11月、2月に実施していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年5月の実施は取りやめています。

（目標値の設定の根拠）

電話相談センターにおける相談が迅速に行われているかを測定するため、10分以内の相談割合を指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、令和4事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。

○参考指標7「電話相談センターの相談件数」

○ [再掲：業1-2-1-3：利用者目線に立った情報提供（参考指標1）]

参考指標8「国税庁ホームページ『タックスアンサー』へのアクセス件数」

○ [再掲：業1-2-1-3：利用者目線に立った情報提供（参考指標2）]

参考指標9「国税庁ホームページ『チャットボット』への質問入力件数」

業1-3-2-1-A-2：電話相談センターにおける電話相談の満足度（単位：％）	会計年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度目標値
	目標値	95	95	95	95	95
	実績値	95.7	95.6	95.1	95.4	

（出所）長官官房税務相談官調

（注1）数値は、電話相談に関するアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」又は「やや良い」）を得た割合です。

（注2）令和5事務年度におけるアンケート調査の概要は、P.73に記載しています。

（注3）アンケート調査については、例年、5月、9月、11月、2月に実施していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年5月及び令和3年2月の実施は取りやめています。

（目標値の設定の根拠）

電話相談センターにおける相談に対する満足度を測定するため、電話相談に関するアンケート調査

の評価を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、令和4事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。

- [再掲] 参考指標7「電話相談センターの相談件数」
- [再掲] 参考指標8「国税庁ホームページ『タックスアンサー』へのアクセス件数」
- [再掲] 参考指標9「国税庁ホームページ『チャットボット』への質問入力件数」

業1-3-2-1-A-3：税務署の窓口・相談対応に対する評価 (単位：%)	会計年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度目標値
	目標値	90	90	90	90	90
	実績値	91.0	93.4	93.4	92.8	

(出所) 長官官房総務課調
 (注1) 数値は、来署した納税者へのアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価(「良い」又は「やや良い」)を得た割合です。
 (注2) 令和5事務年度におけるアンケート調査の概要は、P.73に記載しています。
 (注3) アンケート調査については、例年、5月、9月、11月、2月に実施していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年5月、令和3年2月及び5月の実施は取りやめています。
 (注4) 令和元年度から令和3年度までの数値は、「職員の応接態度の好感度」に対する目標値及び実績値です。

(目標値の設定の根拠)

税務署の窓口における対応については、納税者の来署目的に適切に対応することが重要であることから、来署した納税者に対する職員の窓口・相談対応に対する評価を測定するため、アンケート調査における評価を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値等を踏まえ、令和4事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。

- 参考指標10「税務署における面接相談の満足度」
- 参考指標11「税務署内の案内表示、受付・窓口の利用満足度」
- 参考指標12「税務署内の設備の利用満足度」

業1-3-2-1-A-4：文書回答手続による事前照会に対する3か月以内の処理件数割合 (単位：%)	会計年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度目標値
	目標値	95	95	95	95	95
	実績値	99.2	100	99.1	96.6	

(出所) 課税部審理室調
 (注) 処理期間の計算に当たっては、審査に必要な追加的資料の提出や照会文書の補正に要した期間を除いています。

(目標値の設定の根拠)

課税関係の事前照会に対する文書回答手続が迅速に行われているかを測定するため、3か月以内の処理件数割合を指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、令和4事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。

- 参考指標13「文書回答手続による事前照会の受付件数」
- 参考指標14「質疑応答事例のホームページへの掲載件数等」

定性的な測定指標

[主要] 業1-3-2-1-B-1：確定申告期間における適切な対応

(令和5事務年度目標)

納税者からの確定申告に関するニーズ等を把握して、適切に対応します。

(目標の設定の根拠)

確定申告は多くの納税者が関係する手続であり、円滑な申告・相談ができるよう適切に対応することは、施策「納税者からの相談等への適切な対応」における重要な取組であることから、目標として設定しています。

	<p>○ [再掲：業1-2-1-1：オンライン申告の推進（参考指標4）] 参考指標1「確定申告期におけるICTを活用した申告書の提出件数（所得税、個人事業者の消費税、贈与税）」</p> <p>○ [再掲] 参考指標2「閉庁日における相談件数（所得税）」</p>
--	--

施策	業1-3-2-2：納税者からの苦情等への迅速・適切な対応
-----------	------------------------------

取組内容	<p>税務行政に対する納税者の理解と信頼を確保するためには、寄せられた苦情等に対して迅速かつ適切に対応していくことが不可欠であるとの認識の下、納税者の視点に立って誠実な態度で接することを基本とし、短期間での処理（原則として3日以内に処理）を図っていきます。</p> <p>また、納税者から寄せられた様々な苦情等に対しては、納税者支援調整官が、適正かつ円滑に納税義務を履行するために必要な助言及び手続の説明並びに調整を行うなど、適切な対応に努めていきます。</p> <p>なお、寄せられた苦情等については、関係部署と協議し、納税者サービスの向上や事務運営の改善につなげます。</p>
-------------	--

定量的な測定指標						
[主要] 業1-3-2-2-A-1：苦情の3日以内の処理件数割合 (単位：%)	会計年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度目標値
	目標値	90	90	90	90	90
	実績値	93.9	95.4	95.7	93.5	/
<p>(出所) 長官官房総務課調 (注) 実績値は、納税者の都合によって3日以内に処理できなかったものを除いて算出しています。</p> <p>(目標値の設定の根拠) 納税者から寄せられた様々な苦情等への対応が迅速に行われているかを測定するため、3日以内の処理件数割合を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、令和4事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。</p>						

施策	業1-3-2-3：改正消費税法への対応
-----------	---------------------

取組内容	<p>インボイス制度をはじめとする消費税法の改正については、多数の事業者に影響を及ぼすものであり、事業者が改正内容や消費税の仕組み等を十分に理解して、それぞれの事業実態に応じた対応や準備を進められるよう、また、自ら適正な申告・納付ができるよう、周知・広報・相談・指導に取り組みます。</p> <p>特に、令和5年10月から開始されるインボイス制度については、令和3年10月から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されています。</p> <p>これまで、国税庁ホームページにインボイス制度特設サイトを開設し、各種パンフレット、FAQ、動画を掲載するほか、全国ネットでのテレビCM・ラジオCMの実施、全国紙・業界誌への記事下広告掲載、インターネット広告や、オンライン説明会の実施、事業者団体の説明会への講師派遣などの周知・広報の取組を実施してきました。</p> <p>今後は、上記取組も一定程度実施していきながら「免税事業者を含めた幅広い事業者の裾野を意識した制度への関心・認知を広げる取組」や「登録するか否かを検討している事業者に対する寄り添った対応」を行っていくため、親しみやすさを主軸とした周知・広報動画を公開するほか、全事業者に対してDM等を活用したプッシュ型のお知らせを実施する、また、登録の要否を検討している免税事業者向けに登録要否相談会を開催するなどの働きかけを行っていきます。</p> <p>引き続き、インボイス制度の円滑な開始・定着に向けて必要な取組を実施いたします。</p> <p>また、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に向けた取組として、価格表示（総額表示義務）や転嫁に関する相談についても、関係府省庁と連携して適切に対応します。</p>
-------------	---

	これらを踏まえ、事業者からの改正消費税法に関する相談等について、適切かつ丁寧に対応します。
--	---

定性的な測定指標	
[主要] 業1-3-2-3-B-1：改正消費税法に関する相談等への適切な対応	
(令和5事務年度目標)	事業者からの改正消費税法に関する相談等、特にインボイス発行事業者への登録の要否を検討している事業者に対して、適切かつ丁寧に対応します。
(目標の設定の根拠)	事業者がインボイス制度をはじめとする消費税法の改正内容等を十分に理解して自ら適正な申告・納付ができるよう、改正消費税法に関する相談について、適切かつ丁寧に対応するとともに、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に向けた政府全体の取組についても、関係府省庁と連携して適切に対応することは、国民の理解を得て税務行政を円滑に推進する上で重要であることから目標として設定しています。
○参考指標1「改正消費税法等に関する相談件数」	
○[再掲：業1-3-2-1：納税者からの相談等への適切な対応（参考指標3）]	
参考指標2「各種説明会の開催回数・参加人員」	

今回廃止した測定指標とその理由	
	該当なし

参考指標	参考指標は、施策ごとに関する測定指標と併せて記載しています。
------	--------------------------------

業績目標に係る予算額	令和2年度	3年度	4年度	5年度当初	令和5年度行政事業レビュー番号
電話相談センター運営経費	580,548千円	431,267千円	378,569千円	398,910千円	0005
国税庁施設費（税務署庁舎等の改修事業）	2,307,277千円	2,556,000千円	2,527,427千円	2,541,635千円	0059

(注) 「業績目標に係る予算額」の表中には、業績目標(小)1-3-2に係る予算額を記載しています。

担当部局名	長官官房（総務課、会計課、税務相談官）、課税部（課税総括課、消費税室、軽減税率・インボイス制度対応室、審理室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、資産評価企画官）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課）	実績評価実施予定時期	令和6年10月
-------	---	------------	---------

○ 実績目標(小) 1-4 : 適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済

実績目標の内容及び 目標設定の考え方	<p>適正申告の実現及び期限内収納の実現に努めるとともに、納税者の権利利益の保護を図りつつ、的確な調査・徴収等を行います。</p> <p>また、適正な税務行政の執行を担保する上で重要な役割を果たしている不服申立てについては、適正・迅速に対応することにより、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。</p>
-------------------------------	--

上記の「実績目標 (小)」を達成するための「業績目標」	
業績目標1-4-1 : 適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施	〔 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては、的確な調査・行政指導を実施することにより誤りを是正します。 〕
業績目標1-4-2 : 期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組	〔 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより徴収します。 〕
業績目標1-4-3 : 不服申立てへの取組	〔 不服申立てに適正・迅速に対応し、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。 〕

(注) 「実績目標(小) 1-4」は、その細目として上記の3つの目標「業績目標1-4-1から1-4-3」を設定し、これらの評定結果を総合して評価を行います。

なお、3つの業績目標の内容は、目標ごとに記載しています。

関連する内閣の基本方針等	該当なし
---------------------	------

今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	

参考指標	参考指標は、業績目標ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。
-------------	-----------------------------------

担当部局名	長官官房（企画課）、課税部（課税総括課、消費税室、審理室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課、査察課）、国税不服審判所	実績評価実施予定時期	令和6年10月
--------------	---	-------------------	---------

○ 業績目標 1-4-1：適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施

〔適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては、的確な調査・行政指導を実施することにより誤りを是正します。〕

業績目標の内容及び 目標設定の考え方	<p>適正申告の実現を図るため、有効な資料情報の収集を行うとともに、効果的・効率的な事務運営を推進し、申告が適正でないと認められる納税者に対して、的確な調査・行政指導を実施します。</p> <p>また、社会・経済状況の変化に的確に対応するため、グローバル化・デジタル化の進展などを背景とした新たな分野への対応を行います。</p>
-------------------------------	--

上記の「業績目標」を達成するための「施策」	
業 1-4-1-1：有効な資料情報の収集	
業 1-4-1-2：的確な調査事務の運営	
業 1-4-1-3：社会・経済状況に対応した調査への取組	
業 1-4-1-4：悪質な脱税者に対する査察調査の実施	

関連する内閣の基本方針等	該当なし
---------------------	------

施策	業 1-4-1-1：有効な資料情報の収集
-----------	----------------------

取組内容	<p>資料情報は、適正・公平な課税を実現するために必要不可欠なものであることから、法律で提出が義務付けられている調書（法定資料（用語集参照））の適正な提出を確保するための方策を講じるほか、経済取引のグローバル化・デジタル化等の進展や不正形態の変化に常に着目し、新たな取引形態などに係る有効な資料情報を積極的に収集します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法定資料の適正な提出の確保 法定資料の提出義務者に対しては、様々な機会を通じて広報活動を行い、早期提出を依頼するとともに、必要に応じて法定監査を行うなど、適正な提出の確保を図ります。 2. 法定資料以外の資料情報の積極的な収集 法定資料以外の資料情報（用語集参照）は、活用効果を意識して効果的かつ効率的に収集するとともに、経済取引のグローバル化・デジタル化等の進展や不正形態の変化に常に着目し、新たな資産運用手法や取引形態等に係る資料情報を積極的に収集します。
-------------	---

定性的な測定指標	
[主要] 業 1-4-1-1-B-1：有効な資料情報の収集	
（令和 5 事務年度目標）	法定資料の適正な提出の確保を図るとともに、新たな資産運用手法や取引形態等に係る活用効果が高いと考えられる資料情報の収集に取り組みます。
（目標の設定の根拠）	法定資料の適正な提出の確保策を講じるとともに、社会・経済状況の変化に対応した活用効果が高いと考えられる資料情報の収集に取り組むことは、適正申告の実現や的確な調査・行政指導を実施するために重要であることから、目標として設定しています。
○参考指標 1 「資料情報の収集枚数」	
○参考指標 2 「法定監査の実施状況」	

施策 業1-4-1-2：的確な調査事務の運営

取組内容

税務行政を取り巻く環境がますます厳しくなる中で、国外への資産移転等により税負担を免れるような課税困難事案や大口・悪質な不正事案等に的確に対応するためには、調査関係事務量を適切に確保していく必要があります。

このような状況の下、適正・公平な課税を実現していくため、デジタル化やアウトソーシングなどの推進により、可能な限り調査事務量を確保するとともに、調査の実施に当たっては、申告実績や国税当局が保有する資料情報等の各種データの分析・活用による的確な選定等を通じて、大口・悪質な不正計算が想定されるなど、調査必要度の高い納税者に対して重点的に事務量を投下し、深度ある調査を実施します。また、その他の納税者に対しては、書面郵送・電話連絡等による簡易な接触を幅広く実施することで、納税者の税務コンプライアンスの維持・向上を図るほか、主に次のような取組により、効果的・効率的な調査事務運営を推進します。

1. 納税者の負担軽減等

所得税や法人税の調査を実施する際には、併せて消費税、源泉所得税等の他税目の調査も同時に実施するほか、可能な限り迅速に進めるなど、納税者の負担軽減と調査の効率性に配慮します。

2. 調査の際の指導等

調査において、納税者と調査担当者との間で見解の相違がある事案については、納税者の主張や調査担当者が把握した事項を整理し、十分な証拠収集等に基づく事実認定を行い、法令を適正に適用します。

また、調査の際には、誤りを指導してそれを是正するにとどまらず、調査を契機に納税者が税務に関する知識を深め、将来にわたって自主的に適正な申告と納税ができるよう、その内容を納税者に分かりやすく説明し、理解が得られるよう配慮します。

3. 大法人の税務コンプライアンスの維持・向上

国税局調査部（課）が所管する大法人の税務コンプライアンスは、それぞれの業界や地域経済に及ぼす影響も大きいことから、大法人の税務コンプライアンスの維持・向上を通じて、税務行政全体における適正・公平な課税の実現を図っていく必要があります。

このため、大法人に対する調査の機会を利用して、税務に関するコーポレートガバナンス（用語集参照）の取組状況を確認した上で、経営責任者等と意見交換を行うなど、その充実に向けた取組を推進します。

大法人の税務に関するコーポレートガバナンスの充実を促すことにより、自発的な適正申告が期待できる法人を増加させ、申告水準の維持・向上を図ります。また、本取組により得られた内部体制の整備状況等の情報を調査必要度の判定に活用することにより、税務リスクに応じた的確な調査選定と適正な事務量配分を実践し、税務調査の効率化と適正・公平な課税の実現を図っていきます。

さらに、「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する確認表の活用を推進し、自発的な適正申告を支援します。

定量的な測定指標

[主要] 業1-4-1-2-A-1：調査関係事務の割合 (単位：%)	事務年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度目標値
	目標値	65	65	65	65	65
	実績値	58.1	55.9	59.9	N. A.	

(出所) 課税部課税総括課、消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課調
 (注1) 数値は、賦課事務（調査課分を除く。）に従事する職員の事務処理日数を事務の態様別に集計し、その合計日数のうち、調査関係事務に従事した日数の占める割合です。
 (注2) 「調査関係事務」とは、①実地調査（納税者の事務所等に臨場して帳簿書類等により申告内容を確認する事務）や、実地調査以外の調査（納税者に来署を依頼し、帳簿書類等の提出を求めて申告内容を確認する事務）のほか、②行政指導として行う事務（提出された申告書に計算誤り等があるのではないかと思料される場合に自発的な見直しを要請する事務や、申告内容の確認等に活用する資料情報を任意で収集する事務等）などをいいます。
 (注3) 令和4事務年度の実績値は、令和4事務年度実績評価書に掲載予定です。

(目標値の設定の根拠)

的確な調査・行政指導を実施するため、必要な調査関係事務量が確保されているかを測定する指標として調査関係事務の割合を設定しています。目標値は、新型コロナウイルス感染症拡大前の過去の実績値等を踏まえ、65%としました。

- 参考指標 1 「実地調査の件数及び追徴税額等」[変更]
- 参考指標 2 「所得税の実地調査による1件当たりの申告漏れ所得金額」[名称変更]
- 参考指標 3 「相続税の実地調査による1件当たりの申告漏れ課税価格」[名称変更]
- 参考指標 4 「法人税の実地調査による1件当たりの申告漏れ所得金額」[名称変更]
- 参考指標 5 「消費税の実地調査による1件当たりの追徴税額」[名称変更]

[主要]	事務年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度目標値
業1-4-1-2-A-2：調査関係事務の割合(調査課分) (単位：%)	目標値	85	85	85	85	85
	実績値	85.4	85.5	86.1	N.A.	

(出所) 調査査察部調査課調

(注1) 数値は、賦課事務(調査課分)に従事する職員の事務処理日数を事務の態様別に集計し、その合計日数のうち、調査関係事務に従事した日数の占める割合です。

(注2) 調査課は、調査課所管法人(用語集参照)の申告等に係る相談・指導・調査を行っています。

(注3) 令和4事務年度の実績値は、令和4事務年度実績評価書に掲載予定です。

(目標値の設定の根拠)

的確な調査・行政指導を実施するため、必要な調査関係事務量が確保されているかを測定する指標として調査関係事務の割合を設定しています。目標値は、新型コロナウイルス感染症拡大前の過去の実績値等を踏まえ、85%としました。

- 参考指標 6 「調査課所管法人に係る実地調査の件数及び追徴税額等」[名称変更]

定性的な測定指標

業1-4-1-2-B-1：効果的・効率的な調査事務運営の推進

(令和5事務年度目標)

大口・悪質な不正計算が想定されるなどの調査必要度の高い納税者に対しては深度ある調査を実施しつつ、その他の納税者に対しては簡易な接触を幅広く実施することにより税務コンプライアンスの維持・向上を図るなど、最適な接触態様を選択し、効果的・効率的な調査事務運営を推進します。

(目標の設定の根拠)

限られた事務量の下、適正・公平な課税を実現していくためには、調査必要度の高い納税者に対しては深度ある調査を実施しつつ、その他の納税者に対しては書面郵送・電話連絡等による簡易な接触を幅広く実施し、バランスのとれた事務量配分に配慮するとともに、事案に応じた適切な調査体制の編成、的確な進行管理を行うなど、効果的・効率的な調査事務運営の推進が重要です。目標の達成度はこのような観点も含めて評価することが適当であることから目標として設定しています。

- 参考指標 7 「簡易な接触件数及び追徴税額」[変更]

業1-4-1-2-B-2：大法人の税務コンプライアンスの維持・向上

(令和5事務年度目標)

大法人の税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた自発的な取組を推進するため、関係団体等における説明会を実施し、その充実を働き掛けるとともに、調査の際には、取組状況を的確に把握した上で経営責任者等と意見交換を実施するなど、各種取組を行います。

(目標の設定の根拠)

各業界や地域経済に及ぼす影響が大きい大法人に対して、税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた自発的な取組を促進することは、適正・公平な課税の実現を図るために重要であり、目標の達成度はこのような観点も含めて評価することが適当であることから目標として設定しています。

- 参考指標 8 「税務に関するコーポレートガバナンスの評価結果が『良好』と判定された法人数」

施策	業1-4-1-3：社会・経済状況に対応した調査への取組
取組内容	<p>社会・経済状況の変化を的確に把握した上で、適正・公平な課税の実現を図るため、次のとおり調査に取り組みます。</p> <p>1. 大口・悪質な不正事案等への的確な対応</p> <p>高額な所得が見込まれるにもかかわらず申告額が少ない納税者や、申告義務があるにもかかわらず申告書を提出していない納税者の存在は、自主的に適正な申告・納税を行っている納税者に強い不公平感をもたらすことから、申告納税制度の下、そのような納税者には、積極的に実態把握・調査を実施し、的確かつ厳正な課税処理を行います。</p> <p>大口・悪質な不正事案に対しては、その事案に応じた適切な調査体制を編成し、的確かつ深度ある調査を行います。</p> <p>無申告事案に対しては、収集した資料情報を活用して、効率的な実態把握に努め、大口事案を中心とした効果的な調査に取り組みます。</p> <p>消費税の還付申告に対しては、不正還付を未然に防止するため、申告書審査を的確に実施し、還付原因が解明できない場合には、重点的に調査を行います。</p> <p>2. 国際化や新分野の経済活動への的確な対応</p> <p>国際取引やシェアリングエコノミー等新分野の経済活動（用語集参照）など国税当局による把握が困難な事案に対して、国税局と税務署の関係部署が一体となって組織横断的な情報収集・実態解明等を実施し、的確かつ深度ある調査や行政指導を行います。</p> <p>(1) 国際化・富裕層への対応</p> <p>経済取引のグローバル化の進展に伴い、個人・企業による海外取引や海外資産の保有・運用が複雑・多様化する中、富裕層による海外資産隠しや多国籍企業による国際的な所得移転に対する国民の関心が高まっています。</p> <p>国税庁では、国際課税への取組を重要な課題と位置付け、各国の税制の差異や租税条約（用語集参照）の違いを巧みに利用して租税負担を軽減する国際的な租税回避行為については、関東信越、東京、名古屋及び大阪国税局に設置している国際担当の統括国税実査官等を中心として、情報収集・実態解明に取り組みます。その結果、課税上問題があると見込まれる場合には、租税条約等に基づく情報交換（用語集参照）制度を活用するなどして、綿密な調査を行い厳正に対処していきます。</p> <p>移転価格税制（用語集参照）については、その適用基準や執行方針の明確化を図るとともに、移転価格リスクに応じた的確な納税者管理、調査必要度が高い事案に対する重点的な調査を実施するほか、事前確認（用語集参照）に係る事前相談への積極的な対応、審査事務の効率化等を行います。</p> <p>また、共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）（用語集参照）に基づき各国の税務当局から受領した日本居住者の金融口座情報（CRS情報）については、時系列の動向分析や、国外送金等調書・国外財産調書といった各種調書及び既に保有している資料情報と併せた分析を行った上で、課税上問題があると見込まれる場合には調査を行うなど、適切に活用していきます。</p> <p>富裕層に対しては、多様化・国際化する資産運用から生じる運用益に対して適正に課税するとともに、将来の相続税の適正課税に向けて情報の蓄積を図っていきます。</p> <p>(2) 新分野の経済活動への対応</p> <p>シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に的確に対応していくために、納税者の自発的な納税義務の履行を促す取組を行うとともに、経済取引のグローバル化・デジタル化の進展に伴う新たな形態の取引に着目した情報収集・分析等に取り組んでいきます。</p>

定性的な測定指標	
[主要] 業1-4-1-3-B-1 : 大口・悪質な不正事案等への的確な対応	
(令和5事務年度目標) 大口・悪質な不正事案等に対して、的確な調査等を行います。	
(目標の設定の根拠) 高額な所得が見込まれるにもかかわらず申告額が少ないと認められる納税者、申告義務があるにもかかわらず申告書を提出していない納税者の存在は、自主的に適正な申告・納税を行っている納税者に強い不公平感をもたらすこととなります。このような納税者に対する的確な調査等を行うことは、適正・公平な課税の実現を図るために重要であることから目標として設定しています。	
○参考指標1「無申告事案の実地調査による1件当たりの追徴税額(所得税・相続税・法人税・消費税)」[名称変更]	
○参考指標2「消費税還付申告法人に対する実地調査による追徴税額」[名称変更]	
[主要] 業1-4-1-3-B-2 : 国際化や新分野の経済活動への的確な対応	
(令和5事務年度目標) 国際化やシェアリングエコノミー等新分野の経済活動など、国税当局による把握が困難な事案に対して、的確な調査等を行います。 また、職員の国際課税等に係る調査能力向上のための取組を実施します。	
(目標の設定の根拠) 国際取引やシェアリングエコノミー等新分野の経済活動など、国税当局による把握が困難な事案に対して、国税局と税務署の関係部署が一体となって組織横断的な情報収集・実態解明等を実施し、的確かつ深度ある調査等を行うことは、適正・公平な課税の実現を図るために重要であることから目標として設定しています。	
○参考指標3「富裕層に係る実地調査による申告漏れ所得金額」[名称変更]	
○参考指標4「海外取引を行っている者に係る実地調査による申告漏れ所得金額(所得税)」[名称変更]	
○参考指標5「海外資産に係る実地調査による申告漏れ課税価格(相続税)」[名称変更]	
○参考指標6「海外取引等に係る実地調査による申告漏れ所得金額(法人税)」[名称変更]	
○参考指標7「シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に係る実地調査による申告漏れ所得金額」[名称変更]	

施策	業1-4-1-4 : 悪質な脱税者に対する査察調査の実施
取組内容	適正・公平な課税を実現し、税務行政に対する納税者の理解と信頼を得るため、現下の経済社会情勢も踏まえつつ、偽りその他不正の行為により故意に税金を免れた者などの社会的に非難されるべき悪質な脱税者に対しては、厳正な査察調査を実施し、検察当局との連携も図りながら、刑事訴追を求めます。
定性的な測定指標	
[主要] 業1-4-1-4-B-1 : 悪質な脱税者に対する査察調査の的確な実施	
(令和5事務年度目標) 社会的に非難されるべき悪質な脱税者に対しては、厳正な査察調査を実施し、検察当局との連携も図りながら、刑事訴追を求めます。	

	<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>組織力を発揮した効果的・効率的な事務運営に努めるとともに、重点事案^(注)の積極的な立件・処理に取り組むことによって、悪質な脱税者に対し刑事責任を追及することは、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現を図るために重要であることから目標として設定しています。</p> <p>(注) 重点事案とは、消費税事案、無申告事案、国際事案及びその他社会的波及効果が高いと見込まれる事案をいいます。</p>
	<p>○参考指標 1 「査察調査の件数等」</p> <p>○参考指標 2 「税目別告発事件の件数等」</p> <p>○参考指標 3 「税目別告発事件の1件当たりの脱税額」</p> <p>○参考指標 4 「重点事案の告発件数」</p>

今回廃止した測定指標とその理由	
<p>令和4事務年度の実施計画書において、定量的な測定指標として設定していた</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「実1-4-1-2-A-2:調査関係事務に占める深度ある調査に係る事務の割合」 ・「実1-4-1-2-A-4:調査関係事務に占める深度ある調査に係る事務の割合(調査課分)」 <p>は、いずれも深度ある調査に一定の事務量が投下されているかを測定する指標でしたが、限られた事務量を効果的・効率的に活用していくためには、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ データ分析・活用の強化等により、真に調査すべき事案や大口・悪質な不正計算が想定されるなど調査必要度の高い納税者を的確に抽出し、深度ある調査を実施する ・ その他の納税者については電話連絡や書面郵送による行政指導等を幅広く実施する <p>といった、個々の納税者の申告漏れリスクや非違類型に応じて最適な接触方法を選択していくことが重要です。そのため、これらの指標を廃止し、新たに実績目標(小)1-2「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」において、「業1-2-2-3-B-1:データ活用による調査・徴収の効率化・高度化」を定性的な測定指標として設定しました。</p>	

参考指標	参考指標は、施策ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。
-------------	---------------------------------

業績目標に係る予算額	令和2年度	3年度	4年度	5年度当初	令和5年度行政事業レビュー番号
上記の業績目標に関連する予算額はありません。					

担当部局名	長官官房(企画課)、課税部(課税総括課、消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課)、調査査察部(調査課、査察課)	実績評価実施予定時期	令和6年10月
--------------	--	-------------------	---------

○ 業績目標 1-4-2：期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組

〔期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより徴収します。〕

**業績目標の内容及び
目標設定の考え方**

期限内収納の実現に向けた各種施策の実施や滞納整理は、申告・調査による適正課税の確保と並んで税務行政における重要な事務であり、適正・公平な課税の実現は、これらの事務が的確に行われて初めて完結するものです。
このため、期限内収納の実現に向けた積極的な周知・広報に取り組むとともに、期限内に納付しない納税者に対して滞納処分を執行することなどにより、確実な徴収を図ります。

上記の「業績目標」を達成するための「施策」

業 1-4-2-1：期限内収納の実現に向けた各種施策の実施

業 1-4-2-2：滞納を未然に防止するための取組

業 1-4-2-3：効果的・効率的な徴収事務の運営

業 1-4-2-4：滞納の整理促進への取組

業 1-4-2-5：厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収

関連する内閣の基本方針等

該当なし

施策

業 1-4-2-1：期限内収納の実現に向けた各種施策の実施

取組内容

申告納税制度の下においては、納税者の方に、自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告するとともに、その申告した税額を定められた納期限までに納付していただく必要があります。

このため、国税庁ホームページなどを活用した期限内納付に関する広報の充実に努めるとともに、個人の新規納税者には振替納税の利用を呼び掛けるなどして、期限内収納の実現を図ります。

また、納付しやすい環境の整備という観点から、インターネットを利用して納付を行うことができる、ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）、インターネットバンキング等による電子納税、クレジットカード納付及びスマホアプリ納付、自宅や事務所等でパソコン等によって作成したQRコードによるコンビニエンスストアでの納付を可能としております。今後も、納税者ニーズや最新の技術動向等を踏まえ、各納付手段がより利用しやすいUI/UX（用語集参照）デザインとなるよう工夫するなど、更なる利便性の向上を図ります。

定性的な測定指標

[主要] 業1-4-2-1-B-1：期限内収納を確保するための取組

（令和5事務年度目標）

期限内収納を確保するため、期限内納付に関する周知・広報、振替納税の利用勧奨及び振替日の周知等の各種施策を実施します。

（目標の設定の根拠）

国税庁ホームページなどの各種広報媒体や地方公共団体、税理士会、関係民間団体、業界団体等の説明会などを活用した期限内納付に関する周知・広報、個人の新規納税者を中心とした振替納税の利用勧奨及び振替日の周知等を実施することは、期限内収納を確保するために重要であることから目標として設定しています。

施策	業1-4-2-2：滞納を未然に防止するための取組
取組内容	<p>前回の納付の際に納期限を過ぎて納付した納税者に対しては、新たに納期限が到来する国税について、あらかじめはがき等で期限内納付を促すとともに、期限までの納付がない納税者に対しては、督促状を発する前に電話等で納付指導を行うなど、賦課部門とも連携しつつ、滞納の未然防止を図ります。</p>
定性的な測定指標	
[主要] 業1-4-2-2-B-1：滞納を未然に防止するための取組	
(令和5事務年度目標)	
滞納を未然に防止するため、期限内納付の呼び掛けや督促状発付前の電話等での納付指導等の各種施策を実施します。	
(目標の設定の根拠)	
前回の納付の際に期限を過ぎて納付した納税者に対して、あらかじめ、はがき等で期限内納付を促すことや、期限までの納付がない納税者に対して、督促状を発する前に電話等での納付指導に取り組むことは、滞納を未然に防止するために重要であることから目標として設定しています。	
○参考指標1「国税の滞納発生割合」	

施策	業1-4-2-3：効果的・効率的な徴収事務の運営																		
取組内容	<p>大量かつ反復して発生する滞納を的確に徴収し、適正・公平な徴収を実現するためには、滞納整理に投下する事務量を可能な限り確保しつつ、的確な進行管理を行い、限られた人的資源等を有効に活用して効果的・効率的な徴収事務運営を推進していく必要があります。</p> <p>このため、新たに発生する滞納事案については、集中電話催告センター室（用語集参照）において、徴収システム（用語集参照）を活用した早期かつ集中的な電話催告等を実施し、実地での納付相談や滞納処分が必要な事案については、国税局及び税務署において、徴収システムを活用して個々の事案を的確に管理しています。このように、担当部署における役割分担を明確化しながら、滞納整理事務量を確保し、効果的・効率的な徴収事務運営を推進します。</p>																		
定量的な測定指標																			
[主要]	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="background-color: #e0f2f1;">事務年度</th> <th style="background-color: #e0f2f1;">令和元年度</th> <th style="background-color: #e0f2f1;">2年度</th> <th style="background-color: #e0f2f1;">3年度</th> <th style="background-color: #e0f2f1;">4年度</th> <th style="background-color: #e0f2f1;">5年度目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #e0f2f1;">業1-4-2-3-A-1：滞納整理事務の割合 (単位：%)</td> <td style="background-color: #e0f2f1;">目標値</td> <td style="background-color: #e0f2f1;">80</td> <td style="background-color: #e0f2f1;">80</td> <td style="background-color: #e0f2f1;">80</td> <td style="background-color: #e0f2f1;">80</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0f2f1;"></td> <td style="background-color: #e0f2f1;">実績値</td> <td style="background-color: #e0f2f1;">76.4</td> <td style="background-color: #e0f2f1;">75.6</td> <td style="background-color: #e0f2f1;">78.5</td> <td style="background-color: #e0f2f1;">N.A.</td> </tr> </tbody> </table>	事務年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度目標値	業1-4-2-3-A-1：滞納整理事務の割合 (単位：%)	目標値	80	80	80	80		実績値	76.4	75.6	78.5	N.A.
事務年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度目標値														
業1-4-2-3-A-1：滞納整理事務の割合 (単位：%)	目標値	80	80	80	80														
	実績値	76.4	75.6	78.5	N.A.														
(出所) 徴収部徴収課調																			
(注1) 数値は、徴収事務に従事する職員が従事した合計日数のうち、滞納整理事務に従事した日数の占める割合です。																			
(注2) 「滞納整理事務」とは、滞納者に対する納付折衝、財産調査、差押え、公売（用語集参照）等の事務をいいます。																			
(注3) 令和4事務年度の実績値は、令和4事務年度実績評価書に掲載予定です。																			
(目標値の設定の根拠)																			
滞納の整理促進を図るため、必要な滞納整理事務量が確保されているかを測定する指標として、滞納整理事務の割合を設定しています。目標値は、過去の実績値等を踏まえ、80%としました。																			

業1-4-2-3-A-2：集中電話催告センター室における催告回数 (単位：千回)	事務年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度目標値
	目標値	2,000	2,000	2,000	2,000	2,300
	実績値	1,431	1,345	1,864	N. A.	

(出所) 徴収部徴収課調
(注) 令和4事務年度の実績値は、令和4事務年度実績評価書に掲載予定です。

(目標値の設定の根拠)
新たに発生する滞納事案等について、限られた人員の下、早期かつ反復的に電話催告等を行うことは、滞納の整理促進を図る上で効果的・効率的であることから、催告回数を指標として設定しています。
なお、令和5事務年度から、これまで税務署で実施していた督促前納付指導を、集中電話催告センター室が主体となってシステムを活用して実施することとしており、これにより催告対象が拡大することから、目標値は、2,300千回としました。

○参考指標1「集中電話催告センター室における完結者数」

定性的な測定指標

[主要] 業1-4-2-3-B-1：効果的・効率的な滞納整理の実施

(令和5事務年度目標)

集中電話催告センター室、国税局（特別整理部門等）及び税務署の役割分担を明確にして効果的・効率的な滞納整理を実施します。

(目標の設定の根拠)

効率的な電話催告等により実地の滞納整理の必要性について見極め等を行い、滞納整理事務量を確保する体制を整備し、徴収担当部署全体として効果的・効率的な滞納整理を実施することは、国税の適正・公平な徴収の実現のために重要であることから目標として設定しています。

○参考指標2「集中電話催告センター室の滞納整理状況」

施策 業1-4-2-4：滞納の整理促進への取組

取組内容

国税の適正・公平な徴収の実現を図るため、厳正・的確な滞納処分の実行、消費税事案の確実な処理などにより、滞納の整理促進を図ります。

また、滞納処分の執行は、納税者の権利利益に特に強い影響を及ぼすことから、滞納整理に当たっては、納税に対する誠実な意思が認められない滞納者に対しては、財産の差押え等の厳正な滞納処分により滞納国税を徴収する一方、納税の猶予等の法令の要件に該当する場合には、適切に納税緩和制度を適用するなど、滞納者個々の実情に即して、法令等に基づき適切に対応します。

期限内に納税した納税者との公平性の確保を図る観点から、2以下の事項についても適切に対応します。

1. 納税緩和制度の適切な適用

納税者から、一括納付が困難との相談を受けた場合は、納税者の実情を的確に把握した上で、納税緩和制度を適切に適用します。

納税緩和制度を適用した事案については、適時・適切に履行状況の確認を行い、納税者の状況を十分に把握して、必要に応じ、猶予期間の延長等を行うなど適切に対応します。一方、やむを得ない理由なく納付期限までに納付しない場合等には、猶予を取り消し、財産の差押えを行うなど、厳正に対応します。

2. 厳正・的確な滞納整理の実施

大口・悪質事案、処理困難事案については、早期かつ的確な処理方針の見極めを行い、着実に整理促進を図ります。

	<p>滞納整理に当たっては、適時の財産調査を行い、差押え、公売等の滞納処分を厳正・的確に実施するとともに、必要に応じて、広域運営等により組織的に対応するほか、詐害行為取消訴訟（用語集参照）等の原告訴訟（用語集参照）の提起など、法的手段を積極的に活用します。</p> <p>また、国際的徴収回避行為に対しては、CRS情報を含めた資料情報や租税条約に基づく情報提供要請などを活用して国外財産の把握に努め、条約上の要件を満たした場合には確実に徴収共助（用語集参照）を要請することなどにより、適切に対応します。</p> <p>3. 消費税事案への取組</p> <p>消費税事案については、新規発生時の早期着手を徹底するとともに、滞納残高の圧縮に向けて、国税局及び税務署を通じて消費税を含む滞納事案の確実な処理を行います。</p>
--	---

定性的な測定指標	
	<p>[主要] 業1-4-2-4-B-1：滞納の整理促進への取組</p> <p>(令和5事務年度目標) 滞納整理に当たっては、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応し、滞納の整理促進に取り組みます。</p> <p>(目標の設定の根拠) 滞納の整理促進に取り組むことは、国税の適正・公平な徴収の実現のために重要であることから目標として設定しています。</p> <p>○参考指標1「租税滞納の状況」 ○参考指標2「滞納人員」 ○参考指標3「納税の猶予及び換価の猶予の処理件数」 ○参考指標4「差押件数」 ○参考指標5「公売公告物件数」 ○参考指標6「原告訴訟事件の処理件数」</p>

施策	業1-4-2-5：厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収
取組内容	厚生労働大臣から委任される年金保険料の滞納事案について、厚生労働省及び日本年金機構と緊密に連携しつつ、国税庁が有するノウハウと専門性を生かし、的確な徴収に努めます。
定性的な測定指標	
	<p>[主要] 業1-4-2-5-B-1：厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収</p> <p>(令和5事務年度目標) 厚生労働大臣から委任される年金保険料の滞納事案については、国税庁が有するノウハウと専門性を生かし、的確な徴収に努めます。</p> <p>(目標の設定の根拠) 厚生年金保険法等の規定に基づき厚生労働大臣から委任される年金保険料の滞納事案について、徴収実務に関する税・年金当局間の連携強化を図るとともに、国税庁が有するノウハウと専門性を生かして徴収することは、年金保険料の的確な徴収のために重要であることから目標として設定しています。</p>

今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	参考指標は、施策ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。

業績目標に係る予算額	令和2年度	3年度	4年度	5年度当初	令和5年度行政 事業レビュー番号
上記の業績目標に関連する予算額はありません。					
担当部局名	徴収部（管理運営課、徴収課）		実績評価実施予定時期	令和6年10月	

○ 業績目標 1-4-3: 不服申立てへの取組

〔不服申立てに適正・迅速に対応し、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。〕

業績目標の内容及び 目標設定の考え方	<p>国税における不服申立制度は、簡易・迅速かつ公正な手続により、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とするものであり、税務行政の適正な執行を担保する上で重要な役割を果たしています。</p> <p>このため、納税者の理解と信頼を得られるよう、不服申立ての適正・迅速な処理を目指すとともに、より利用しやすい環境の整備を図ります。</p>
-------------------------------	---

上記の「業績目標」を達成するための「施策」	
業 1-4-3-1：不服申立ての適正・迅速な処理	
業 1-4-3-2：裁決事例の公表の充実	

関連する内閣の基本方針等	該当なし
---------------------	------

施策	業 1-4-3-1：不服申立ての適正・迅速な処理
-----------	--------------------------

取組内容	<p>国税の更正・決定などの課税処分や差押えなどの滞納処分等があった場合、その処分に不服のある納税者は、その処分の取消しや変更を求めて、これらの処分を行った税務署長等に対する「再調査の請求」と国税不服審判所長に対する「審査請求」を選択して行うことができます。</p> <p>また、再調査の請求を選択した場合でも税務署長等の決定を経た後の処分になお不服があるときは、審査請求を行うことができます。</p> <p>これらの不服申立てを適正・迅速に処理するために、次のとおり取り組みます。</p> <p>1. 再調査の請求</p> <p>国税局・税務署では、再調査の請求の処理に当たって、納税者の正当な権利利益の救済を図るため、納税者の主張に十分耳を傾け、公正な立場で調査・審理を行い、適正・迅速に処理します。</p> <p>2. 審査請求</p> <p>国税不服審判所では、審査請求の処理に当たって、審査請求人と処分を行った税務署長等の双方から事実関係や主張を聴き、争点を明らかにした上で、自ら調査を行って、公正な第三者的立場で審理し、裁決を適正・迅速に行います。</p> <p>また、早期に審査請求人に対して審理の手続を説明し、審査請求人と処分を行った税務署長等の双方へ「争点の確認表」や「審理の状況・予定表」を交付するなどにより、審理手続の透明性の確保を図ります。</p> <p>なお、弁護士や税理士等の民間専門家の高度な専門知識や実務経験を生かすことにより審理の中立性・公正性を一層高めるため、引き続き、事件を担当する国税審判官の半数程度（50名程度）が民間専門家となるよう、外部登用を行います。</p>
-------------	---

定量的な測定指標						
[主要] 業 1-4-3-1-A-1：「再調査の請求」の 3 か月以内の処理件数割合 (単位：%)	会計年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度目標値
	目標値	95	95	95	95	95
	実績値	91.1	99.9	100	99.5	
<p>(出所) 課税部審理室、徴収部徴収課調</p> <p>(注) 処理期間が通常 3 か月を超えることとなる相互協議（用語集参照）事案、公訴関連事案及び国際課税事案に係る件数を除いて算出しています。また、令和 2 年度以降は、これらに加え、災害等による調査の中断や納税者の都合によって再調査の請求を 3 か月以内に処理できなかった事案に係る件数を除いて算出しています。</p>						

<p>(目標値の設定の根拠) 再調査の請求に関する処理が迅速に行われているかを測定するため、3か月以内の処理件数割合を指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、令和4事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。</p>						
○参考指標1「再調査の請求の状況」						
[主要] 業1-4-3-1-A-2:「審査請求」の1年以内の処理件数割合 (単位:%)	会計年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度目標値
	目標値	95	95	95	95	95
	実績値	98.0	83.5	92.6	95.4	
<p>(出所) 国税不服審判所調 (注) 相互協議事案や公訴関連事案など、審理を留保すべき事由が生じた事案の留保期間を除いて算出しています。また、令和3年度以降は、これらに加え、災害等又は審査請求人の都合によって調査・審理が中断等した期間を除いて算出しています。</p> <p>(目標値の設定の根拠) 審査請求に関する処理が迅速に行われているかを測定するため、1年以内の処理件数割合を指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、令和4事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。</p>						
○参考指標2「審査請求の状況」						
○参考指標3「訴訟の状況」						

施策	業1-4-3-2: 裁決事例の公表の充実
取組内容	<p>国税不服審判所では、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資するとの観点から、先例となるような裁決事例について、審査請求人等の秘密保持にも十分配慮しながら、国税不服審判所ホームページ(https://www.kfs.go.jp)に掲載・公表しています。</p> <p>令和5事務年度においても、先例となるような有用性の高い裁決事例を掲載・公表するとともに、参考判例を付記するなど、公表事例がより有用なものとなるように取り組みます。</p>
定性的な測定指標	
[主要] 業1-4-3-2-B-1: 裁決事例の公表の充実	
(令和5事務年度目標) 裁決事例の公表の充実を図るため、先例となるような有用性の高い裁決事例を国税不服審判所ホームページに掲載・公表するとともに、参考判例の付記などに取り組みます。	
(目標の設定の根拠) 裁決事例の公表の充実に取り組むことは、納税者の正当な権利利益の救済を図ること及び税務行政の適正な運営の確保のために重要であることから目標として設定しています。	
○参考指標1「国税不服審判所ホームページへのアクセス件数」	

今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	参考指標は、施策ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。

業績目標に係る予算額	令和2年度	3年度	4年度	5年度当初	令和5年度行政 事業レビュー番号
国税不服審判所の運営に 必要な経費	4,642,514千円	4,675,575千円	4,589,607千円	4,555,678千円	
審査請求の調査及び審理 に必要な経費	59,174千円	40,690千円	51,506千円	49,912千円	
合 計	4,701,688千円	4,716,265千円	4,641,113千円	4,605,590千円	

(注) 「業績目標に係る予算額」の表中には、業績目標1-4-3に係る予算額を記載しています。

担当部局名	課税部（審理室）、徴収部（徴収課）、国税 不服審判所	実績評価実施予定時期	令和6年10月
--------------	-------------------------------	-------------------	---------

○ 実績目標(小) 1-5 : 国際化への取組

実績目標の内容及び 目標設定の考え方	<p>経済取引のグローバル化の進展により新たな取引形態が拡大する中で、一つの所得に対して複数の国が課税する二重課税の問題や、各国の税制の違い等を利用して税負担を軽減する等の国際的な租税回避への対応が、各国税務当局が取り組むべき課題となっています。</p> <p>このため、租税条約等に基づく相互協議を実施して二重課税問題の解決を図るとともに、情報交換の円滑な実施等により、国際的な税務上のコンプライアンスの維持・向上を図ります。</p> <p>また、外国税務当局と知見の共有を図り、協力関係を強化することにより、租税回避等の問題に対応します。</p>
-------------------------------	---

上記の「実績目標 (小)」を達成するための「施策」

実 1-5-1 : 税務当局間の要請に基づく情報交換
実 1-5-2 : 共通報告基準 (CRS) に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施
実 1-5-3 : 国別報告事項 (CbCR) の情報交換の的確な実施
実 1-5-4 : 相互協議事案の適切・迅速な処理
実 1-5-5 : 外国税務当局との知見の共有
実 1-5-6 : 開発途上国に対する技術協力

関連する内閣の基本方針等	該当なし
---------------------	------

施策	実1-5-1 : 税務当局間の要請に基づく情報交換
-----------	---------------------------

取組内容	<p>国際的な脱税及び租税回避行為に対処するため、執行面での国際的な協力の機運が一層高まっており、租税条約等に基づく外国税務当局との情報交換が注目されています。</p> <p>このような状況の中、G20参加国・地域や途上国を含む約160か国・地域が参加する「税の透明性と情報交換に関するグローバルフォーラム」では、情報交換の効果的な実施のため、制度・執行の両面における各国の状況について審査を行っています。</p> <p>国税庁としては、情報交換を積極的に実施し、外国税務当局から必要な情報を入手することにより、海外取引を把握・解明して適正な課税・徴収を行うとともに、外国税務当局からの情報提供要請に対する的確かつ迅速に対応します。</p>
-------------	--

定量的な測定指標

[主要] 実1-5-1-A-1 : 情報提供要請に対する90日以内の対応 (単位 : %)	事務年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度目標値
目標値		100	100	100	100	100
実績値		100	100	100	N. A.	

(出所) 長官官房国際業務課調
 (注1) 数値は、外国税務当局からの情報提供要請の件数のうち、要請された情報の提供又は提供に向けた進捗状況の通知を90日以内に行った件数の割合です。
 (注2) 令和4事務年度の実績値は、令和4事務年度実績評価書に掲載予定です。

(目標値の設定の根拠)

外国税務当局からの情報提供要請への対応が的確・迅速に行われているかを測定するため、90日以内の対応割合を指標として設定しています。目標値は、「税の透明性と情報交換に関するグローバルフォーラム」において、「外国税務当局からの情報提供要請に対して、要請を受けた日から90日以内に、要

	<p>請された情報の提供又は進捗状況を通知する」とされていることを踏まえ、100%としています。 なお、90日以内に「情報の提供」が困難な場合には、「提供に向けた進捗状況の通知」を行うことで、相手国との良好なコミュニケーションが維持されることとなります。</p> <p>○参考指標 1 「租税条約等に基づく情報交換件数」</p>
--	---

施策	実1-5-2：共通報告基準（CRS）に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施
-----------	--

取組内容	<p>平成26年にOECDで「共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）」が策定されたことを受け、平成27年に租税条約等実施特例法等が改正され、非居住者が保有する金融口座に関する情報（口座保有者の氏名、口座残高、利子・配当等の年間受取総額等）について、国内金融機関等から国（国税当局）に報告する制度が導入されました。</p> <p>平成30年以降は、国内金融機関等から4月末までに報告された日本非居住者の金融口座情報（CRS情報）について、租税条約等に基づき、9月末までに外国税務当局へ情報提供を行うとともに、外国税務当局からも、その国（地域）の金融機関等に保有されている日本居住者の金融口座情報（CRS情報）の提供を受けています。</p> <p>国税庁では、租税回避等の問題に対応していくため、外国税務当局との協力関係の強化に努めるとともに、CRSに基づく情報交換を的確に実施します。</p>
-------------	---

定性的な測定指標

	<p>[主要] 実1-5-2-B-1：共通報告基準（CRS）に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施</p> <p>（令和5事務年度目標） 租税回避等の問題に対応していくため、外国税務当局との協力関係を強化し、CRSに基づく金融口座情報の情報交換を的確に実施します。</p> <p>（目標の設定の根拠） 外国税務当局との協力関係を強化し、CRSに基づく金融口座情報の情報交換を円滑かつ的確に実施することは、租税回避等の問題に的確に対応するために重要であることから、目標として設定しています。</p> <p>○参考指標 1 「共通報告基準（CRS）に基づく金融口座情報の交換件数」</p>
--	--

施策	実1-5-3：国別報告事項（CbCR）の情報交換の的確な実施
-----------	---------------------------------------

取組内容	<p>多国籍企業による税源浸食と利益移転（BEPS）（用語集参照）の問題を踏まえ、BEPS報告書（用語集参照）において、多国籍企業グループに対し、最終親会社等の居住地国の税務当局に国別報告事項（CbCR：Country by Country Report）（用語集参照）の提供を義務付けるとともに、最終親会社等の居住地国の税務当局に対しては、提供を受けたCbCRを、租税条約等に基づき、多国籍企業グループの構成会社等の居住地国の税務当局に提供するとの勧告が示されました。</p> <p>これを受け、平成28年に租税特別措置法等が改正され、最終親会社等が日本にある総収入金額1,000億円以上の多国籍企業グループに対してCbCRの提供を義務付ける制度が導入されました（平成28年4月1日以後に開始する会計年度から適用）。</p> <p>平成30年以降、最終親会社等が日本にある多国籍企業グループから提供されたCbCRについては、租税条約等に基づき、その最終親会社等の会計年度終了の日の翌日から15か月以内（初年度は18か月以内）に、多国籍企業グループの構成会社等の居住地国の税務当局に提供するとともに、外国税務当局からも、日本に構成会社等が所在する多国籍企業グループのCbCRについて提供を受けています。</p> <p>国税庁では、多国籍企業によるグループ内取引を通じた所得の海外移転に対し移転価格税制等を適切に運用するため、多国籍企業グループの国、地域ごとの活動状況等に関する情報を各国税務当局間で共有し、CbCRの情報交換を的確に実施します。</p>
-------------	--

定性的な測定指標	
	[主要] 実1-5-3-B-1：国別報告事項（C b C R）の情報交換の的確な実施
	（令和5事務年度目標） 多国籍企業によるグループ内取引を通じた所得の海外移転に対して、移転価格税制等を適切に運用するため、多国籍企業グループの国、地域ごとの活動実態に係る情報を各国税務当局間で共有し、C b C Rの情報交換を的確に実施します。
	（目標の設定の根拠） C b C Rの情報交換は、B E P S報告書の勧告により円滑な実施が求められており、この情報交換を的確に実施することは、外国税務当局との協力関係を強化することになります。また、多国籍企業グループの国・地域ごとの活動実態を各国税務当局間で共有することは、多国籍企業によるグループ内取引を通じた所得の海外移転に対する移転価格税制の適切な運用のために重要であることから、目標として設定しています。
	○参考指標1「国別報告事項（C b C R）の情報交換件数」

施策	実1-5-4：相互協議事案の適切・迅速な処理
取組内容	<p>国税庁では、移転価格課税等による国際的な二重課税について納税者の申立てを受けた場合、租税条約等の規定に基づき外国税務当局との相互協議を実施してその解決を図っています。</p> <p>また、納税者の予測可能性を高め、移転価格税制の適正・円滑な執行を図る観点から、事前確認に係る相互協議を実施しています。</p> <p>このような相互協議事案の適切・迅速な解決に向け、対面による協議だけでなくオンライン形式や電話会議を活用した非対面での協議の実施を含め、機動的かつ円滑な協議の実施に取り組まします。</p>

定性的な測定指標	
	[主要] 実1-5-4-B-1：相互協議事案の適切・迅速な処理
	（令和5事務年度目標） 相互協議事案を適切・迅速に処理するため、機動的かつ円滑な協議の実施に取り組まします。
	（目標の設定の根拠） 外国税務当局との間で機動的かつ円滑な相互協議を実施することは、国際的な二重課税の問題に対処するために重要であることから、目標として設定しています。
	○参考指標1「相互協議事案の処理状況」 ○参考指標2「OECD非加盟国との相互協議事案の処理状況」 ○参考指標3「相互協議事案の平均処理期間」

施策	実1-5-5：外国税務当局との知見の共有
取組内容	<p>国際的な脱税等への対応や二重課税の排除に加え、納税者サービスの向上やコンプライアンスの向上等も各国に共通する税務執行上の課題となっていることから、国際課税に関する各国共通の執行上の指針の策定に関する議論へ積極的に参画します。また、アジア税務長官会合（S G A T A R）（用語集参照）、O E C D税務長官会議（F T A）（用語集参照）をはじめとするO E C D関連会議等の多国間の国際会議や二国間会合を、オンライン形式での実施を含め有効に活用し、外国税務当局と諸問題に関する知見の共有を図ります。</p>
定性的な測定指標	
[主要] 実1-5-5-B-1：外国税務当局との知見の共有	
<p>(令和5事務年度目標) 各国共通の税務執行上の諸問題について、多国間会合及び二国間会合を通じて、外国税務当局との間で知見の共有を図ります。</p>	
<p>(目標の設定の根拠) 各国税務当局が共通して抱える諸問題について知見の共有を図ることは、国際課税等に関する問題解決のために重要であることから、目標として設定しています。</p>	
○参考指標1「税務当局間の主な国際会議」	

施策	実1-5-6：開発途上国に対する技術協力					
取組内容	<p>税務行政に関する技術協力（用語集参照）は、開発途上国の税務行政の改善・向上を後押しすることを目的としています。また、こうした協力により、日本の税務行政に対する理解者が育成され、両国税務当局間の協力関係の強化が図られるほか、投資環境の改善を通じ我が国経済への貢献も期待されます。</p> <p>このような観点から、政府開発援助（ODA）の枠組みなどの下、アジア諸国を中心に、①日本国内で実施される研修への受入れ、②研修講師等の派遣、③オンライン形式での研修の実施などにより、国際課税、納税者サービス、徴収などの税務行政上の諸問題に関する知識・経験の提供に積極的に取り組みます。</p> <p>技術協力に当たっては、B E P Sなど国際課税に関する国際的な取組の動向、相手国税務当局の要望などを踏まえつつ、我が国の知識・経験を効果的かつ効率的に提供するよう取り組みます。</p>					
定量的な測定指標						
<p>[主要] 実1-5-6-A-1：開発途上国に対する技術協力の満足度 (単位：%)</p>	会計年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度目標値
目標値	—	—	—	—	90	90
実績値	—	92.4	93.0	98.9		
<p>(出所) 税務大学校調 (注1) 数値は、研修受講者に対して実施したアンケート調査において、研修内容の有用性について「良い」から「悪い」の5段階評価で、上位評価（「良い」又は「やや良い」）を得た割合です。 (注2) 数値（割合）は、それぞれの研修のアンケートで得られた数値を単純平均したものです。 (注3) 令和2年度以降、オンライン形式での研修も含みます。 (注4) 令和5事務年度におけるアンケート調査の概要は、P.73に記載しています。 (注5) 令和4年度において、従前の2つの指標（「受入研修」、「職員派遣」）を統合しました。令和元年度から令和3年度までのそれぞれの指標の実績値は、受入研修:100%、95.5%、93.3%、職員派遣:94.5%、89.2%、93.9%です。</p> <p>(目標値の設定の根拠) 開発途上国に対する技術協力として実施した研修の満足度を測定するため、研修受講者に対するアン</p>						

	<p>ケート調査の結果を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値等を踏まえ令和4事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p>
	<p>○参考指標1「開発途上国に対する技術協力」</p>

今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	参考指標は、施策ごとに係る測定指標と併せて記載しています。

実績目標に係る予算額	令和2年度	3年度	4年度	5年度当初	令和5年度行政 事業レビュー番号
上記の実績目標に関連する予算額はありません。					

担当部局名	長官官房（国際業務課、相互協議室）、課税部（課税総括課）、調査査察部（調査課）、税務大学校	実績評価実施予定時期	令和6年10月
--------------	---	-------------------	---------

○ 実績目標 (大) 2 : 酒類業の健全な発達の促進

実績目標の内容及び
目標設定の考え方

国税庁は、酒類業の所管官庁として、人口減少社会の到来、国民の健康や安全性に対する意識の高まり、生活様式の多様化といった酒類業を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、消費者や酒類産業全体を展望した総合的な視点に立った施策を実施します。

また、酒税の適正・公平な課税の実現はもとより、酒類業の健全な発達に向けて、適切な法執行の確保に取り組んでいきます。さらに、酒類業界の課題やニーズ等を把握し、関係省庁・機関等と連携・協調しつつ、酒類業の振興の強化に取り組むなど、積極的に役割を果たしていきます。

酒類業の振興に当たっては、官民の適切な役割分担の下、事業者や業界団体等が創意工夫を発揮して意欲的な取組が行われるよう、サポートや環境整備に取り組むとともに、制度改善や外国政府との交渉等、民間では対応できない課題に対して適切に対応を図ります。また、独立行政法人酒類総合研究所（用語集参照）とも連携しつつ、酒類の安全性の確保と品質水準の向上、酒類製造業者の技術力の強化に取り組みます。さらに、中小企業の経営基盤の安定に配意し、酒類業者の経営改善等に向けた取組を実施します。

農林水産物・食品の輸出額については、「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、令和7（2025）年までに2兆円、令和12（2030）年までに5兆円とする目標額が設定されました。また、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和2年12月15日農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和4年12月5日改訂）において、清酒、ウイスキー及び本格焼酎・泡盛の3品目が重点品目とされるとともに、重点的に取り組むターゲット国・地域^(注)が定められたことを踏まえ、日本産酒類の一層の輸出拡大を図るため、認知度向上や販路拡大等に積極的に取り組めます。

適切な法執行の確保については、酒類の公正な取引環境の整備に取り組むとともに、酒類の20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進や酒類に係る資源の有効な利用の確保といった社会的要請に対する取組も実施していきます。

各種事務の実施に当たっては、酒類業界の状況に即した必要な支援を行うとともに、柔軟な対応に努めます。

(注) ターゲット国・地域

清酒 : 米国、中国、香港、EU・英国、台湾、シンガポール

ウイスキー : EU・英国、米国、中国、台湾

本格焼酎・泡盛 : 中国、米国、台湾

上記の「実績目標 (大)」を達成するための「施策」

実 2-1 : 日本産酒類の輸出促進の取組

実 2-2 : 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応

実 2-3 : 酒類の公正な取引環境の整備

実 2-4 : 構造・経営戦略上の問題への対応

実 2-5 : 独立行政法人酒類総合研究所との連携

実 2-6 : 20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進

実 2-7 : 酒類に係る資源の有効な利用の確保

関連する内閣の基本方針等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定） ○ 「知的財産推進計画2021」（令和3年7月13日知的財産推進本部決定） ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定） ○ 「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定） ○ 「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針」（令和3年4月9日農林水産物・食品輸出本部決定） ○ 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和2年12月15日農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和4年12月5日改訂） ○ 「総合的なTPP等関連政策大綱」（令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定） ○ 「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」（令和2年7月17日閣議決定） ○ 「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定） ○ 「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成28年5月19日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ） ○ 「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部、令和3年12月24日最終改訂）
---------------------	---

施策	実2-1：日本産酒類の輸出促進の取組
取組内容	<p>農林水産物・食品の輸出額については、「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、令和7（2025）年までに2兆円、令和12（2030）年までに5兆円とする目標額が設定されました。また、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和2年12月15日農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和4年12月5日改訂）において、重点28品目及びターゲット国・地域ごとの輸出額目標等が定められました。</p> <p>日本産酒類の輸出促進については、清酒、ウイスキー及び本格焼酎・泡盛の3品目が重点品目とされるとともに、重点的に取り組むターゲット国・地域が定められたことを踏まえ、日本産酒類の一層の輸出拡大を図るため、認知度向上や販路拡大等に積極的に取り組みます。</p> <p>また、関係省庁・機関等とも連携して、国際交渉を通じた関税や輸入規制の撤廃等に取り組みます。加えて、令和3年12月に改訂された「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」において、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）を見直し「有機酒類」を対象に追加した上で、海外の規格との同等性の承認を得るための交渉を進めるとされたことを踏まえ、関係省庁と連携して当該交渉を進めるなど、輸出環境の整備に取り組みます。</p> <p>さらに、「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産へ提案されたことを踏まえ、文化庁や「日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会」等の関係機関と連携して国内外での機運を醸成するための様々な広報活動に取り組みます。</p> <p>○参考指標1「酒類の輸出金額（酒類別含む）及び伸び率」</p>

定量的な測定指標

[主要] 実 2-1-A-1 : 日本産酒類の輸出促進のための新規販路の開拓支援 (単位 : %、者)	会計年度		令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度目標値
	目標値	①-1商談機会提供国割合		—	—	90	90
①-2展示会等参加事業者数			20	20	400	500	550
②セミナー参加事業者数			—	—	500	800	800
実績値	①-1商談機会提供国割合		—	—	84.6	100	
	①-2展示会等参加事業者数		33	377	435	602	
	②セミナー参加事業者数		—	—	1,049	1,047	

(出所) 課税部酒税課調
 (注1) 令和2年度までの実績値は、海外商談会等に参加した酒類業者数です。
 (注2) 令和2年度以降は、オンライン形式による取組を含みます。

(目標値の設定の根拠)

令和5事務年度においては、①ターゲット国・地域等に酒類輸出コーディネーター（用語集参照）を配置し、日本産酒類輸出促進コンソーシアム（用語集参照）とも連携し、同コーディネーターの活用による海外バイヤー向け商談会を実施するほか、酒類の有力な海外展示会への出展による商談機会の提供を行うこととしています。

また、②日本産酒類輸出促進コンソーシアムによる国内製造者と輸出商社等とのマッチング支援等に取り組むこととしており、これら①、②の取組について、以下の指標を設定しています。

- ① ターゲット国・地域で実施する展示会等への出展等支援
 - ①-1 ターゲット国・地域における酒類の有力な展示会への出展やコーディネーターによる商談会により、商談機会を提供した国・地域の割合（目標値：90%）
 - ①-2 上記展示会や商談会に参加した酒類業者数（目標値：延べ550者以上）
- ② 輸出促進コンソーシアムによるマッチング支援
 - 輸出促進コンソーシアムで開催する酒類業者向けセミナーに参加した酒類業者数（目標値：延べ800者以上）

(注) 上記①、②には、オンライン形式による取組を含みます。

○参考指標2「商談成立（見込）割合」

[主要] 実 2-1-A-2 : 日本産酒類の輸出促進のための中長期的観点からの支援 (単位 : %)	会計年度		令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度目標値
	目標値	主な取組類型の実施割合		—	100	100	100
実績値		主な取組類型の実施割合	—	80	80	100	

(出所) 課税部酒税課調

(目標値の設定の根拠)

日本産酒類を含む農林水産物・食品の輸出目標の達成に向けて、日本産酒類の海外での消費定着に向けた中長期的観点から、国際的プロモーション、日本産酒類のブランド化の推進、酒蔵ツーリズムの推進など、様々な取組を企画して確実に実施していく必要があります。

令和5事務年度においては、日本産酒類の認知度向上等のための取組として、海外におけるプロモーション・イベントや海外酒類専門家の育成等を通じた国際的な情報発信、酒類の地理的表示

(G I) (用語集参照) 制度の普及拡大に向けた取組を実施するほか、補助事業として、酒類業者によるブランディング、インバウンドによる海外需要の開拓といった日本産酒類の高付加価値化や認知度向上に向けた取組、国内外の新市場を開拓するなどの酒類業の経営改革・構造転換に向けた取組への支援を実施することとしています。

これらの取組を以下の類型に分類し、それぞれの実施結果を総合した実施割合を指標として設定しています。

① 国際的プロモーション

①-1 海外酒類専門家の招へい等

①-2 海外におけるプロモーション・イベント

② 日本産酒類のブランド化の推進

②-1 ブランド化推進に係る取組

②-2 酒類の地理的表示(G I)の指定等に向けた事業者からの相談への対応や説明会等の実施

③ 補助事業による酒類業者の取組への支援

③-1 日本産酒類海外展開支援事業費補助金(海外展開・酒蔵ツーリズム補助金)による支援

③-2 新市場開拓支援事業費補助金(フロンティア補助金)による支援

○参考指標3「補助金説明会の開催回数・参加人数」

○参考指標4「日本産酒類海外展開支援事業費補助金及び新市場開拓支援事業費補助金交付決定件数」

定性的な測定指標

実2-1-B-1：日本産酒類の輸出促進のための効果的・効率的な取組

(令和5事務年度目標)

日本産酒類の輸出促進のための取組については、事業者ニーズを踏まえつつ、関係省庁やジェトロ・JFOODO(用語集参照)、業界団体等の関係機関との連携も図りながら、酒類業界の状況に即した必要な支援を行うとともに、柔軟な対応に努めます。

具体的には、事業者ニーズを的確に把握し、関係省庁・関係機関と十分な情報共有や意見交換を行った上で、共同での事業実施や関係省庁・関係機関が有するネットワーク等を活用した効果的な事業の実施に努めます。

また、関係省庁と連携し、国際交渉を通じた関税や輸入規制の撤廃等に向けた取組を実施するとともに、有機酒類に係る日本農林規格と海外の規格との同等性の承認を得るための交渉を進めるなど、輸出環境整備にも取り組みます。

さらに、「伝統的酒造り」のユネスコ無形文化遺産への登録の実現に向けて、文化庁や「日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会」等の関係機関と連携して国内外での機運を醸成するための様々な広報活動に取り組みます。

各事業の実施に当たっては、オンラインの活用等により実現可能で効果が見込まれる実施手段を検討します。

(目標の設定の根拠)

日本産酒類の輸出促進については、関係省庁・関係機関が連携して取り組んでいます。

各種事業については、事業者ニーズ等を的確に捉えるとともに、関係省庁・関係機関と緊密に連携して実施することが重要であり、目標の達成度はこのような観点も含めて評価することが適当であることから目標として設定しています。

施策 実2-2：酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応

取組内容

酒類の生産から消費までの全ての段階における酒類の安全性の確保と品質水準の向上を図り、消費者に安全で良質な酒類が提供できるよう以下の取組を行います。

1. 酒類製造業者への指導・相談

(1) 全国市販酒類調査

消費者が購入する段階である小売販売場から市販酒類を買い上げ、添加物などの安全性に係る成分、品質及び表示事項を調査し、その結果を酒類製造業者への技術指導に活用するとともに消費者に情報提供します。

(2) 酒類製造業者の製造工程の改善に関する指導・相談

全国市販酒類調査の結果等を踏まえ、酒類製造業者に対し製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術指導・相談を実施します。

なお、製造工程の改善に関する相談に対しては、酒類製造業者から把握したニーズや技術相談についてのアンケート調査における満足度などの結果を踏まえつつ、内容の充実を図ります。

2. 酒類の安全性の確保及び酒類業者のコンプライアンスの維持・向上

(1) 酒類の成分の実態把握等

国内外において取り上げられている酒類の安全性に係る成分について実態把握を行うほか、福島第一原子力発電所の事故を受け、放射性物質に関する調査を実施し、その情報を提供します。

また、食品の成分等に関する国際規格を定めているコーデックス委員会（用語集参照）において、近年、酒類の安全性に係る成分についても多岐にわたって取り上げられていることから、酒類に関係する規格等の策定に参画します。

(2) 酒類業者に対する表示事項確認調査等

消費者が安心して酒類を購入できるように、酒類業者に対して、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（以下「酒類業組合法」といいます。）に基づく酒類の表示義務事項及び表示基準に基づく記載事項の確認調査や全国市販酒類調査を実施し、適正な表示がなされていない場合には、是正指導を行います。

また、酒類業者に対して、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づく記帳義務や清酒等に係る原料米の産地情報伝達義務の履行状況について確認調査を実施し、適正に履行されていない場合には、是正指導を行います。

定量的な測定指標

[主要]	会計年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度目標値
実2-2-A-1：酒類製造業者の製造工程の改善に関する相談の満足度（単位：％）	目標値	90	90	90	90	90
	実績値	92.4	95.7	94.9	94.1	

（出所）課税部鑑定企画官調

（注1）数値は、技術相談に関するアンケート調査において、「極めて良かった」から「極めて悪かった」までの7段階評価で上位評価（「極めて良かった」又は「良かった」）を得た割合です。

（注2）令和5事務年度におけるアンケート調査の概要は、P.73に記載しています。

（目標値の設定の根拠）

酒類製造業者に対して実施した製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術相談の満足度を測定するため、相談者に対するアンケート調査の結果を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、令和4事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。

○参考指標1 「全国市販酒類調査点数」

○参考指標2 「酒類製造業者の製造工程改善に関する指導相談件数」

定性的な測定指標

実2-2-B-1：酒類の安全性の確保への対応及び酒類業者のコンプライアンスの維持・向上

（令和5事務年度目標）

酒類の安全性の確保のため、酒類の安全性に関する問題を把握した場合には、その原因究明を迅速に行い再発防止に向けた適切な対応を行うとともに、酒類業者のコンプライアンスの維持・向上を図るため、酒類の表示に関する指導や講習会での周知等を行います。

（目標の設定の根拠）

酒類の安全性に関する問題を把握した酒類については、その原因究明を迅速に行い再発防止に向けた適切な対応を行うことが酒類の安全性を確保するために重要であり、また、酒類の表示に関する指導や講習会での周知等を行うことが酒類業者のコンプライアンスの維持・向上を図るために重要であることから目標として設定しています。

○参考指標3「酒類業組合法に基づき義務付けられた主な表示事項の表示がない酒類の割合」

○参考指標4「酒類業者に対する表示事項確認調査実施件数」

施策 実2-3：酒類の公正な取引環境の整備

取組内容

酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図るため、平成18年8月に制定・公表した「酒類に関する公正な取引のための指針」（用語集参照）や、平成29年3月に制定・公表した「酒類の公正な取引に関する基準」（用語集参照）（以下「取引基準」といいます。）を酒類業者へ周知・啓発し、酒類業者の自主的な取組の推進を図ります。

また、取引基準等に照らし問題があると疑われる場合には、取引状況等実態調査を実施し、改善を指導するほか、必要に応じて公正取引委員会とも連携しつつ、酒類の公正な取引環境の整備に取り組みます。

なお、取引状況等実態調査において改善を指導した酒類業者に対して、改善状況を確認する必要がある場合には、フォローアップ調査を実施し、取引の改善を促します。

定量的な測定指標

[主要]	事務年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度目標値
実2-3-A-1：酒類の取引状況等実態調査による指示・指導事項の改善割合(単位：%)	目標値	95	95	95	95	95
	実績値	96.4	100	97.6	N. A.	

（出所）課税部酒税課調

（注1）数値は、フォローアップ調査を実施した場数のうち、改善指導を行った取引等の全て又は一部が改善された場数の割合です。

（注2）令和4事務年度の実績値は、令和4事務年度実績評価書に掲載予定です。

（目標値の設定の根拠）

酒類の取引状況等実態調査において指示や指導をした事項が改善されているかを測定するため、その改善割合を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、令和4事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。

○参考指標1「酒類業者に対する酒類の取引状況等実態調査件数」

○参考指標2「酒類の公正な取引に関する基準に基づく指示及び指導件数」

○参考指標3「フォローアップ調査の実施状況」

施策	実 2-4：構造・経営戦略上の問題への対応
取組内容	<p>中小企業が大半を占める酒類業界が社会経済情勢の変化に適切に対応できるよう、業界団体が実施する各種の取組を支援していくとともに、中小企業診断士等の専門家を講師とした研修の開催、融資制度や補助金等の中小企業支援施策等の情報提供、中小企業等経営強化法に定める経営力向上計画の作成支援等を実施します。</p> <p>酒類業者向けの研修については、酒類業界の状況や課題等を踏まえ、経営管理、マーケティング（ブランド化）のほか、海外展開、知的財産等を内容とする研修を実施することにより、酒類業者の経営改善に向けた自主的な取組を支援します。</p> <p>また、日本酒造組合中央会（用語集参照）では、清酒製造業及び単式蒸留焼酎（用語集参照）製造業の近代化に資するため、「清酒製造業等の安定に関する特別措置法」に基づき、国内外に対する清酒及び単式蒸留焼酎の振興のための取組や東日本大震災により影響を受けた清酒製造業者に対する支援事業を行っています。当該事業については、補助金の交付によりその活動を支援します。</p>
定性的な測定指標	
[主要] 実2-4-B-1：構造・経営戦略上の問題への対応	
<p>(令和5事務年度目標)</p> <p>業界団体が実施する酒類業者の経営改善のための各種取組については、団体側とも十分に意見交換を行いつつ、適切に支援を実施します。</p> <p>また、酒類業者に対して、酒類業界の状況や課題を踏まえた有効な研修を企画・実施するとともに、中小企業支援施策等の情報提供や中小企業等経営力強化法に定める経営力向上計画の作成支援等について、酒類業者の状況等を踏まえ適切に実施します。業界動向の把握・分析に努め、結果の情報提供を行います。</p> <p>日本酒造組合中央会の近代化支援事業については、制度の趣旨を踏まえた適切な補助金の執行を確保します。</p>	
<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>中小企業が多数を占める酒類業界においては、有用な情報提供や研修等の各種取組により、酒類業者の経営改善に向けた自主的な取組を支援していくことが重要であることから目標として設定しています。</p>	
○参考指標 1 「経営活性化研修の開催回数・参加人数」	

施策	実 2-5：独立行政法人酒類総合研究所との連携
取組内容	<p>酒類は、原料・製造方法等によりその品目及び税率が定められていることから、酒類の適正課税や適正表示を確保するための分析・鑑定を実施する必要があるほか、その安全性を確保するためにも分析を実施する必要があります。これらのうち、国税局で実施できない高度な分析・鑑定について、独立行政法人酒類総合研究所と連携して実施します。</p> <p>また、酒類の品質水準の向上への対応及び酒類製造業者の技術力の維持強化の支援のため、国税局で実施する酒類の品質評価会や研究会等への審査員や講師の派遣を依頼するほか、その研究成果を講習会資料の作成に活用するなど、独立行政法人酒類総合研究所と連携した取組を実施します。</p>
定性的な測定指標	
[主要] 実2-5-B-1：独立行政法人酒類総合研究所との連携による支援	
<p>(令和5事務年度目標)</p> <p>酒類の適正課税や適正表示の確保、品質・安全性の確保並びに酒類製造業者の技術力の維持強化のための支援等に独立行政法人酒類総合研究所と連携して効果的に取り組みます。</p>	

(目標の設定の根拠)	
<p>独立行政法人酒類総合研究所は、酒類に関する高度な分析・鑑定や酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図ることを目的としています。当該研究所と連携することは、高度な分析・鑑定、安全性の確保と品質水準の向上を図ること及び酒類製造業者の技術力の維持強化の支援等の実施のために重要であることから目標として設定しています。</p>	
<p>○参考指標 1 「国税庁から独立行政法人酒類総合研究所に対する依頼分析点数」</p> <p>○参考指標 2 「独立行政法人酒類総合研究所からの審査員・講師派遣件数」</p>	

施策	実 2-6 : 20 歳未満の者の飲酒防止対策等の推進
-----------	------------------------------------

取組内容	<p>20歳未満の者の飲酒防止等の社会的要請に対応するため、酒類販売管理研修実施団体に対して適切な酒類販売管理研修の実施について指導します。</p> <p>また、酒類販売管理協力員（用語集参照）を通じて酒類小売販売場の情報収集を行うとともに、酒類の販売管理調査を実施して酒類販売管理者（用語集参照）選任状況や「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の履行状況を確認し、問題点が認められた販売場に対して改善指導を行い、酒類の適正な販売管理の確保を図ります。</p> <p>さらに、関係各省庁と連携して全国的な広報啓発活動を行うほか、酒類業界が取り組んでいる20歳未満飲酒防止キャンペーンや酒類自動販売機撤廃の取組等について支援するなど、国民の20歳未満の者の飲酒防止に関する意識の高揚等を図ります。</p> <p>また、アルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進を目的としたアルコール健康障害対策基本法に基づき策定した「アルコール健康障害対策推進基本計画」（閣議決定）を踏まえ、国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、関係各省庁と連携して全国的な広報啓発活動を行うほか、不適切な飲酒の誘引を防止するための酒類業界の自主的な取組が促進されるよう支援していきます。</p>
-------------	---

定性的な測定指標	
[主要] 実2-6-B-1 : 20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進の取組	
(令和5事務年度目標)	
<p>20歳未満の者の飲酒防止等を推進するため、酒類の適正な販売管理の確保を図るほか、広報啓発活動や酒類業界の取組の支援等を行います。</p>	
(目標の設定の根拠)	
<p>社会的要請に対応し、酒類の適正な販売管理体制の整備に取り組むとともに、広報啓発活動を行うことは、20歳未満の者の飲酒防止等を推進するために重要であることから目標として設定しています。</p>	
<p>○参考指標 1 「酒類販売管理協力員による酒類販売場の確認場数」</p> <p>○参考指標 2 「酒類販売管理調査場数」</p> <p>○参考指標 3 「酒類自動販売機の設置状況」</p>	

施策	実2-7 : 酒類に係る資源の有効な利用の確保
-----------	--------------------------------

取組内容	<p>酒類業者や消費者に対する酒類容器のリサイクルや酒類の製造過程において発生する食品廃棄物の発生抑制等への取組の一層の推進について、10月の「リデュース・リユース・リサイクル推進月間」等において、酒類業団体等を通じて周知・啓発を行います。</p>
-------------	--

定性的な測定指標

[主要] 実2-7-B-1：酒類に係る資源の有効な利用の確保への対応

(令和5事務年度目標)

地球規模の環境問題に関し、酒類容器のリサイクルや食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業者の自主的な取組が促進されるよう、酒類業の事業所管庁として周知・啓発活動を行います。

(目標の設定の根拠)

酒類容器のリサイクル等についての周知・啓発活動を行うことは、社会的要請に対応し、酒類に係る資源の有効な利用を確保するために重要であることから目標として設定しています。

○参考指標1「酒類業組合等に対する行政施策の説明回数」

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

参考指標は、施策ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。

実績目標に係る予算額	令和2年度	3年度	4年度	5年度当初	令和5年度行政 事業レビュー番号
酒類業の健全な発達の促進 に必要な経費	3,440,620千円	3,380,314千円	3,360,641千円	2,098,435千円	
日本産酒類の競争力強 化・海外展開推進事業	2,222,669千円	1,247,694千円	1,332,053千円	846,615千円	0006
清酒製造業近代化事業費 等補助金	597,871千円	599,422千円	599,832千円	620,130千円	0007
酒類業構造転換支援事業	600,000千円	—	—	—	0008
新市場開拓支援事業	—	800,000千円	—	600,000千円	0010
日本産酒類海外展開支援 事業	—	700,792千円	1,401,695千円	1,695千円	0009
独立行政法人酒類総合研究 所運営費交付金に必要な経 費	964,996千円	1,043,245千円	1,010,829千円	968,867千円	
独立行政法人酒類総合研 究所運営費交付金	964,996千円	1,043,245千円	1,010,829千円	968,867千円	0011
独立行政法人酒類総合研究 所施設整備に必要な経費	—	—	103,289千円	—	
独立行政法人酒類総合研 究所施設整備費補助金	—	—	103,289千円	—	0012
合 計	4,405,616千円	4,423,559千円	4,474,759千円	3,067,302千円	

(注1) 「実績目標に係る予算額」の表中には、実績目標(大)2に係る予算額を記載しています。

(注2) 清酒製造業近代化事業費等補助金は、平成30年度に単式蒸留焼酎製造業近代化事業費等補助金から名称を変更したものです。

担当部局名	課税部（酒税課、鑑定企画官）	実績評価実施予定時期	令和6年10月
-------	----------------	------------	---------

○ 実績目標(大) 3 : 税理士業務の適正な運営の確保

実績目標の内容及び
目標設定の考え方

税理士及び税理士法人（以下「税理士等」といいます。）は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという公共的な使命を負っています。

このため、税理士業務である①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談は、税理士法に別段の定めがある場合を除き、たとえ無償であっても税理士等でない者は行ってはならないこととされています。

これらを踏まえ、国税庁は、税理士等が申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、税理士会及び日本税理士会連合会（以下「税理士会等」といいます。）との連絡協調を推進するとともに、税理士法に基づき、税理士等に対する指導監督を的確に実施し、その業務の適正な運営の確保を図ります。

なお、各種事務の実施に当たっては、税理士等又は税理士会等の状況に即した柔軟な対応に努めます。

上記の「実績目標 (大)」を達成するための「施策」

- 実 3-1 : 税理士会等との連絡協調の推進
- 実 3-2 : 税理士等に対する指導監督の的確な実施
- 実 3-3 : 書面添付制度の普及・定着に向けた取組

関連する内閣の基本方針等

該当なし

施策

実3-1 : 税理士会等との連絡協調の推進

取組内容

申告納税制度の適正かつ円滑な運営の実現を図る上で、公共的な使命を担う税理士等が果たすべき役割は、極めて大きなものがあるため、税理士会等との定期的な協議会や意見交換会（以下「協議会等」といいます。）の開催を通じ、幅広い課題について協議・意見交換を行うとともに、税理士会等の要望を踏まえた説明会を実施することにより、税理士会等との連絡協調を推進していきます。

特に、税理士は、税理士会等が行う研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならないとされている（税理士法第39条の2）ことを踏まえ、税理士会等が開催する研修会や説明会（以下「研修会等」といいます。）へ講師派遣を行います。

また、講師派遣を行った研修会等（オンライン形式による開催を含みます。）については、アンケート調査を通じて把握した問題点について改善策を講じることなどにより、内容の充実を図ります。

定量的な測定指標

[主要] 実3-1-A-1 : 税理士会等 への研修会等の評価 (単位 : %)	会計年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度目標値
目標値		75	75	80	80	80
実績値		84.0	86.5	86.9	87.5	

(出所) 長官官房税理士監理室調

(注1) 数値は、税理士会等への研修会等の評価に関するアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」又は「やや良い」）を得た割合です。

(注2) 令和5事務年度におけるアンケート調査の概要は、P. 74に記載しています。

	<p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>税理士会等が開催する研修会等の充実を図る観点から、講師派遣を行った研修会等の評価を測定するため、アンケート調査による評価を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値等の推移を踏まえ、令和4事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>○参考指標1「税理士登録者数の推移」</p> <p>○参考指標2「税理士会等への研修会等及び税理士会等との協議会等の開催回数」</p>
--	--

施策 実3-2：税理士等に対する指導監督の的確な実施

取組内容	<p>税理士業務の適正な運営を確保するため次のとおり取り組み、国民の信頼に応えうる税理士制度とします。</p> <p>1. 税理士会等の綱紀監察をテーマとした協議会等の開催</p> <p>税理士会等との綱紀監察をテーマとした協議会等を積極的に開催するほか、様々な機会を活用して、税理士等による税理士法違反行為の未然防止に関する注意喚起を行います。</p> <p>2. 税理士等に対する的確な調査等の実施</p> <p>税理士法違反行為に関する情報収集の充実に努めるとともに、税理士事務所等に臨場して、税理士法等に基づく業務の調査や実態確認（以下「税理士調査等」といいます。）を的確に実施し、税理士法に違反する行為を行っている税理士等に対しては、懲戒処分等を行います。</p> <p>また、税理士等でないにも関わらず申告書の作成などの税理士業務を行っている者（以下「にせ税理士」といいます。）については、業務の停止を指導するとともに、必要に応じて捜査当局と連携を図り、的確に対応します。</p> <p>○参考指標1「税理士会等との綱紀監察をテーマとした協議会等の開催回数」</p>
-------------	---

定量的な測定指標

[主要]	事務年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度目標値
実3-2-A-1：税理士専門官による指導監督等事務の割合 (単位：%)	目標値	60	60	70	70	70
	実績値	73.4	73.8	79.9	N.A.	
<p>(出所) 長官官房税理士監理室調</p> <p>(注1) 「指導監督等事務」とは、①税理士等に対する調査（税理士法違反行為があると認められる場合に懲戒処分等を視野に入れて証拠資料の収集等を行う事務）や実態確認（税理士法違反行為が明らかでない場合などに業務の執行状況等の実態を確認する事務）、②税理士法第52条違反行為の確認（にせ税理士であると想定される者等に対して業務の実態を確認する事務）、③情報の収集（税理士法違反行為に関する情報を収集する事務）などの事務をいいます。</p> <p>(注2) 令和4事務年度の実績値は、令和4事務年度実績評価書に掲載予定です。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>収集した税理士法違反行為に関する情報に基づき、税理士調査等を実施するなど、税理士等に対して指導監督を行うとともに「にせ税理士」に対する的確な対応を行うことは、税理士業務の適正な運営を確保するために重要であることから目標として設定しています。目標値は、過去の実績値等を踏まえ、令和4事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>○参考指標2「税理士等に対する懲戒処分等件数」</p> <p>○参考指標3「税理士法に基づく税理士等に対する調査等件数」</p>						

施策	実3-3：書面添付制度の普及・定着に向けた取組				
取組内容	<p>税理士等は、申告書の作成に関し、計算し、整理し又は相談に応じた事項を記載した書面を申告書に添付することができます。</p> <p>また、税務官公署の職員は、この書面が添付されている申告書を提出した納税者にあらかじめ日時、場所を通知して税務調査を実施しようとする場合には、その通知前に税務代理権限証書に記載された税理士等に対し、添付された書面に記載された事項に関して意見を述べる機会を与えなければならないとされています。</p> <p>「書面添付制度」は、税理士等が作成した申告書について、税務の専門家の立場からどのように調製されたかを明らかにすることで、正確な申告書の作成・提出に資するとともに、税務行政の円滑化が図られます。また、添付書面の作成者である税理士等の社会的信用の向上にもつながり、ひいては信頼される税理士制度の確立に結びつくものです。</p> <p>このようなことから、申告書に添付された書面の記載内容の充実及び添付割合の向上が図られるよう、税理士会等との協議会等において積極的に意見交換を行うとともに、添付書面や税理士等に対する意見聴取の内容を調査事務に積極的に活用するなどにより、その普及・定着を図ります。</p>				
定性的な測定指標					
[主要] 実3-3-B-1：書面添付制度の普及・定着に向けた積極的な取組					
<p>(令和5事務年度目標)</p> <p>書面添付制度の普及・定着を図るため、税理士会等との協議会等において積極的に意見交換を行います。</p>					
<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>書面添付制度の普及・定着を図ることは、正確な申告書の作成・提出に資するとともに、税務行政の円滑化が図られ、また、添付書面の作成者である税理士等の社会的信用の向上にもつながり、ひいては信頼される税理士制度の確立に結びつくものです。</p> <p>申告書に添付された書面の記載内容の充実及び添付割合の向上が図られるよう、税理士会等との協議会等において積極的に意見交換を行うことは、当該制度の普及・定着に重要であることから目標として設定しています。</p>					
<p>○参考指標1「税理士法第33条の2に規定する書面の添付割合（所得税・相続税・法人税）」</p> <p>○参考指標2「税理士関与割合（所得税・相続税・法人税）」</p> <p>○参考指標3「書面添付制度に関する協議会等の開催回数」</p>					
今回廃止した測定指標とその理由					
該当なし					
参考指標	参考指標は、施策ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。				
実績目標に係る予算額	令和2年度	3年度	4年度	5年度当初	令和5年度行政事業レビュー番号
上記の実績目標に関連する予算額はありません。					
担当部局名	長官官房（税理士監理室）、課税部（課税総括課、消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課）		実績評価実施予定時期	令和6年10月	

Ⅱ 令和5事務年度 各目標と予算との対応関係

予算書上の「項」	予算書上の「事項」	行政事業レビュー対象事業【事業番号】	令和5年度 当初予算 (千円)	対応する目標	関係する 施策番号
国税庁共通費			572,387,131	—	—
	国税庁一般行政に必要な経費		572,067,599	—	—
	審議会に必要な経費		319,532	—	—
国税庁施設費			2,818,188	—	—
	国税庁施設整備に必要な経費		2,818,188	—	—
		国税庁施設費（税務署庁舎等の改修事業） 【0059】	2,541,635	業績目標 1-3-2	1
税務業務費			外 63,902,843	—	—
			60,871,930	—	—
	内国税等の賦課及び徴収に必要な経費		外 53,132,137	実績目標(大) 1	—
			57,059,459	—	—
		国税庁の広報活動経費【0004】	435,705	業績目標 1-3-1	1・2・5
		電話相談センター運営経費【0005】	398,910	業績目標 1-3-2	1
	税務大学校に必要な経費		1,714,036	実績目標(小) 1-1	4
	国税電子申告・納税システムの運用等に必要な経費		外 10,770,706	実績目標(小) 1-2	—
	酒類業の健全な発達の促進に必要な経費		2,098,435	実績目標(大) 2	—
		日本産酒類の競争力強化・海外展開推進事業 【0006】	846,615	実績目標(大) 2	1
		清酒製造業近代化事業費等補助金【0007】	620,130	実績目標(大) 2	4
		酒類業構造転換支援事業【0008】	—	実績目標(大) 2	1
		新市場開拓支援事業【0010】	600,000	実績目標(大) 2	1
		日本産酒類海外展開支援事業【0009】	1,695	実績目標(大) 2	1
国税不服審判所			4,605,590	業績目標 1-4-3	—
	国税不服審判所の運営に必要な経費		4,555,678	業績目標 1-4-3	1・2
	審査請求の調査及び審理に必要な経費		49,912	業績目標 1-4-3	1・2
独立行政法人酒類総合研究所運営費			968,867	実績目標(大) 2	—
	独立行政法人酒類総合研究所運営費交付金に必要な経費		968,867	実績目標(大) 2	—
		独立行政法人酒類総合研究所運営費交付金 【0011】	968,867	実績目標(大) 2	5
合 計			外 63,902,843 641,651,706		

(注) 令和5年度当初予算の外書きは、デジタル庁に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されているシステム関係の予算額です。また、「内国税等の賦課及び徴収に必要な経費」の外書きは、行政事業レビュー対象事業以外の「国税総合管理(KSK)システム」の予算額49,896,602千円、「法人番号システム等」の予算額3,235,535千円になります。

Ⅲ 附属資料

令和5事務年度において実施するアンケート調査の概要

No.	アンケート名 [指標名]	実施等 対象者	実施時期	実施方法	主な質問項目
1	e-Taxについてのアンケート 【《定量的》測定指標業1-2-1-1-A-7：e-Taxの利用満足度】 (15ページ)	・e-Taxの利用者等	令和6年2月 ～5月	・電子申告後に引き続きアンケートを入力する方式 ・e-Taxホームページからの書き込み方式	無記名による5段階評価 ①事前手続の操作性 ②e-Taxの操作性 ③受付(送信可能)時間 ④ヘルプデスクの対応ぶり及び回答の分かりやすさ
2	国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」についてのアンケート 【《定量的》測定指標業1-2-1-1-A-9：国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用満足度】 (16ページ)	・「確定申告書等作成コーナー」の利用者	令和6年1月 ～3月	・「確定申告書等作成コーナー」への書き込み方式	無記名による5段階評価 〔「とても役立つ」、「どちらかといえば役立つ」、「どちらともいえない」、「あまり役に立たない」、「全く役に立たない」〕 ①利用したメニュー ②利用の満足度
3	国税の広報についてのアンケート 【《定量的》測定指標業1-3-1-1-A-1：国税の広報に関する評価】 (27ページ)	・全国55の税務署 ・特定日の来署納税者	令和5年4月 ～令和6年3月 (各四半期の特定日、計8日間以上実施)	・税務署の窓口で配付 (確定申告期において署外会場で相談等を行う場合は相談会場で配付) ・郵送又はアンケート箱への投函	無記名による5段階評価 〔「良い」、「やや良い」、「どちらとも言えない」、「やや悪い」、「悪い」〕 ①国税庁が実施している各種の広報施策の認知度(テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、ポスター、ホームページ等) ②国税の広報全般についての印象 ③情報提供に関する要望 ④税を考える週間の認知度 ⑤税を考える週間についての印象
		・国税庁メールマガジン登録者	令和5年4月 ～令和6年3月	・国税庁メールマガジンでアンケート用URLを送付 ・オンライン上で提出	
4	国税の広報についてのアンケート 【《定量的》測定指標業1-3-1-1-A-2：確定申告の広報に関する評価】 (27ページ)	・「確定申告書等作成コーナー」の利用者	令和6年1月 ～3月	・「確定申告書等作成コーナー」への書き込み方式	無記名による5段階評価 〔「とても役立つ」、「どちらかといえば役立つ」、「どちらともいえない」、「あまり役に立たない」、「全く役に立たない」〕 確定申告期の情報提供に関する印象
5	租税教育についてのアンケート 【《定量的》測定指標業1-3-1-2-A-1：租税教室等受講者の理解度】 (29ページ)	・全国71の税務署 ・租税教室等受講者	令和5年4月 ～令和6年3月	・租税教室等実施時に配付 ・租税教室等実施後に回収	無記名による4段階評価 〔「深まった(分かった)」、「やや深まった(やや分かった)」、「あまり深まらなかった(あまり分からなかった)」、「深まらなかった(分からなかった)」〕 租税教育を受けた児童・生徒等の税に関する理解度

No.	アンケート名 [指標名]	実施等 対象者	実施時期	実施方法	主な質問項目
6	税務大学校における 公開講座についての アンケート 【《定量的》測定指 標業1-3-1-2-A-2：税 務大学校における公 開講座の内容の満足 度】 (29ページ)	・公開講座受講者	令和5年11月中 旬(公開講座開催 期間)	・公開講座受講後に アンケートを入力 する方式	無記名による5段階評価 〔「良かった」、「やや良かった」、 「普通」、「やや悪かった」、「悪 かった」〕 講座の内容の満足度
7	租税史料室について のアンケート 【《定量的》測定指 標業1-3-1-2-A-3：租 税史料室(税務情報 センター)見学者の 満足度】 (29ページ)	・税務大学校租税 史料室 ・租税史料室の見 学者・利用者	令和5年4月 ～令和6年3月 (見学・利用の都 度)	・玄関又は説明室 で配付 ・アンケート箱へ の投函依頼	無記名による5段階評価 〔「良い」、「やや良い」、「普通」、 「やや悪い」、「悪い」〕 ①租税史料のご理解(満足度) ②案内・説明の満足度 ③展示方法の満足度
8	電話相談センターに ついてのアンケート 【《定量的》測定指 標業1-3-2-1-A-2：電 話相談センターにお ける電話相談の満足 度】 (35ページ)	・電話相談センター ・特定日の電話相 談を利用した納 税者	令和5年4月 ～令和6年3月 (各四半期の特 定日、計8日間実 施)	・相談後に音声ガ イダンスによる アンケート入力 方式	無記名による5段階評価 〔「良い」、「やや良い」、「普通」、 「やや悪い」、「悪い」〕 ①税務相談に満足されたか ②応接の親切さ、丁寧さ ③回答の分かりやすさ ④回答の速さ ⑤疑問点の解決
9	税務署(相談会場) についてのアンケート 【《定量的》測定指 標業1-3-2-1-A-3：税 務署の窓口・相談対 応に対する評価】 (36ページ)	・全国524の税務 署 ・特定日の来署納 税者	令和5年4月 ～令和6年3月 (各四半期の特 定日、計8日間以 上実施)	・税務署の窓口で配 付 (確定申告期におい て署外会場で相談 等を行う場合は相 談会場で配付) ・郵送又はアンケー ト箱への投函	無記名による5段階評価 〔「良い」、「やや良い」、「どち らとも言えない」、「やや悪い」、 「悪い」〕 ①窓口・相談対応の親切さ、丁寧 さ ②説明の分かりやすさ ③対応の適切さ ④全体的な満足度
10	国際研修における講 義についてのアン ケート 【《定量的》測定指 標実1-5-6-A-1：開発 途上国に対する技術 協力の満足度】 (57ページ)	・研修会場等 ・研修受講者	令和5年4月 ～令和6年3月	・研修開始時等に電 子データをメール 送信 ・研修終了時に電子 データをメールで 回収	無記名による5段階評価 〔「良い」、「やや良い」、「普通」、 「やや悪い」、「悪い」〕 ①講義内容の有用性 ②全体的な満足度
11	技術相談についての アンケート 【《定量的》測定指 標実2-2-A-1：酒類製 造業者の製造工程の 改善に関する相談の 満足度】 (63ページ)	・醸造技術の改善に 関する技術相談を 希望し、国税局鑑 定官室(沖縄国税 事務所間税課を含 む。)職員から直 接対面により技術 相談を受けた酒類 製造業者	令和5年4月 ～令和6年3月	・調査対象の酒類製 造業者にアンケー トを交付、回答を 依頼	無記名による7段階評価 〔「極めて良かった」、「良かった」、 「概ね良かった」、「どちらとも いえない」、「あまり良くなかつ た」、「悪かった」、「極めて悪 かった」〕 ①全体的な満足度 ②対応の親切さ・丁寧さ ③説明の分かりやすさ ④相談内容・疑問点の解決

No.	アンケート名 [指標名]	実施等 対象者	実施時期	実施方法	主な質問項目
12	税理士会への研修会等についてのアンケート 【《定量的》測定指標実3-1-A-1:税理士会等への研修会等の評価】 (68ページ)	・税理士会 ・説明会等の出席者	令和5年4月 ～令和6年3月	・説明会の会場等で配付及び回収	無記名による5段階評価 〔「良い」、「やや良い」、「普通」、「やや悪い」、「悪い」〕 ①全体的な印象 ②研修のテーマ ③説明の分かりやすさ ④内容の有用度 ⑤資料の充実度

(注) 「アンケート名」欄の【 】内は指標名を表します。

令和5事務年度において実施するサンプル調査の概要

No.	指標名	実施場所 調査対象	実施時期	調査方法
1	所得税還付金の6週間以内の処理件数割合 【《定量的》測定指標実 1-1-1-A-2】 (6ページ)	・全国55の税務署 ・収受した所得税還付申告書	令和6年2月～3月	還付金支払決定日ごとに還付件数の1% (小数点以下切上げ) を無作為に抽出し、これらの申告書提出日を調査することにより所要日数を把握する。
2	電話相談センターにおける10分以内の相談割合 【《定量的》測定指標業 1-3-2-1-A-1】 (35ページ)	・電話相談センター ・特定日の電話相談	令和5年4月 ～令和6年3月 (各四半期の特定日、 計20日実施)	調査日に受電した全ての電話相談について、受付時から終了時までの時間を測定する。

用語集

あ 青色申告会

青色申告制度の普及と誠実な記帳による適正な申告の推進を目的として、個人事業者の青色申告者を中心に結成された団体です。

青色申告制度

事業所得、不動産所得及び山林所得がある者が、税務署長の承認を受け、日々の取引を所定の帳簿に記帳し、その記帳に基づいて正しい申告をすることで、所得の計算などについて有利な取扱いが受けられる制度です。

アジア税務長官会合（SGATAR）

アジア太平洋地域における税務行政の国際的な協力の促進、共通の諸問題についての意見交換を行う場であり、令和5年2月現在、18か国・地域の税務当局が加盟しています。

正式名は、Study Group on Asia-Pacific Tax Administration and Researchです。

い 移転価格税制

国外の関連企業（国外関連者）との取引価格が第三者間の取引価格（独立企業間価格）と異なることにより、我が国の課税所得が減少している場合に、その取引が独立企業間価格で行われたとみなして所得を計算し課税する制度です。国外関連者との取引を通じた海外への所得の流出を防止、適正な国際課税の実現を図る観点から、移転価格課税を行うための制度が昭和61年度税制改正で導入されました。主要先進国をはじめ多くの国で導入されています。

インターネットバンキング等による電子納税

金融機関が提供するインターネットバンキング、モバイルバンキング及びペイジー（Pay-easy）対応のATMを利用する電子納税の方法です。

か 確定申告書等作成コーナー

国税庁がインターネット上で提供するサービスであり、納税者がスマホ、パソコン、タブレット端末を使用して、画面の案内に沿って金額等を入力することにより所得税、消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などを自動計算により作成できるシステムです。

なお、作成したデータをe-Taxで送信することもでき、また、印刷して書面で税務署に提出することができます。

間税会

間接税についての知識を習得し、自主的な申告納税体制の確立を通して、円滑な税務運営に協力することを目的として結成された団体です。

き 技術協力

開発途上国の社会・経済の開発の担い手となる人材を育成するため、日本の技術や技能、知識を開発途上国に提供し、あるいは、その国の実情にあった適切な技術などの開発や改良を支援するとともに、技術水準の向上、制度や組織の確立や整備等に寄与することです。

キャッシュレス納付

現金を使用しない納付方法である①振替納税、②ダイレクト納付（e-Taxによる

口座振替)、③インターネットバンキング等による電子納税、④クレジットカード納付及び⑤スマホアプリ納付をいいます。

共通報告基準 (CRS : Common Reporting Standard)

外国の金融機関等を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するため、平成26年にOECDにおいて、非居住者の金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準として策定・公表されたものです。令和5年2月現在、100を超える国・地域の税務当局がこれに基づく情報交換を実施しています。

業務センター室

複数の税務署の内部事務を集約処理する組織で、令和3年7月から各国税局に設置されています。

国別報告事項 (CbCR : Country by Country Report)

多国籍企業グループの国、地域ごとの収入金額、納付税額及び活動状況等に関する情報をいいます。BEPS報告書において、グループの最終親会社等がその居住地国の税務当局に提供することが求められており、租税条約等に基づき、その税務当局からグループの構成会社等の居住地国に提供されます。

クレジットカード納付

インターネット上でのクレジットカード支払の機能を利用して、専用のWebサイト(国税クレジットお支払サイト)から、納税者が納付受託者に納付を委託する方法です。

け 原告訴訟

滞納者が債務超過の状態でご納税を納付せずに所有財産を第三者に贈与等をした場合や滞納者の債務者が差押債権の取立てにに応じない場合に、滞納国税を徴収するため、国が原告となって提起する詐害行為取消訴訟や差押債権取立訴訟などの民事訴訟をいいます。

こ 更正の請求

既に行った申告について、納税額の計算が法律の規定に従っていなかったり、計算に誤りがあったりしたために、税額を過大に申告した場合や還付金が少なかった場合などに行う手続です。この手続は、誤りの内容を記載した更正の請求書などを税務署に提出することにより行います。

なお、更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。

公売

差し押さえた財産を金銭に換えて滞納国税に充てるため、入札又は競り売りの方法で強制的に売却する処分をいいます。

コーデックス委員会

消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、1963年に国連食糧農業機関(FAO)及び世界保健機関(WHO)により設置された国際的な政府間機関です。国際食品規格の策定等を行っています。

国税総合管理(KSK)システム

全国の国税局と税務署をネットワークで結び、申告・納税の事績や各種の情報を入力することにより、国税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査や滞納整理に活用するなど、地域

や税目を越えた情報の一元的な管理により、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入したコンピュータシステムです。

国税モニター

広聴活動の一環として、地域・職域におけるオピニオンリーダー等の経験・見識に基づき、主に当庁が実施している広報広聴施策等の取組に関する意見・要望等をお聴きするために、各国税局及び沖縄国税事務所において委嘱している方をいいます。

さ 詐害行為取消訴訟

国が、滞納者から第三者に対する財産の贈与など、債権者（国）を害する法律行為（詐害行為）の効力を否定して、滞納者から離脱した財産をその第三者から取り戻して差押えをするために提起する訴訟をいいます。

し シェアリングエコノミー等新分野の経済活動

シェアリングビジネス・サービス、暗号資産（仮想通貨）取引、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販・ネットオークションその他新たな経済取引を総称した経済活動のことをいいます。

事前確認

納税者が税務当局に申し出た独立企業間価格の算定方法等について、税務当局が事前に確認を与えた場合には、納税者がその内容に基づき申告を行っている限り、移転価格課税は行わないという制度です。

相互協議を伴う事前確認は、独立企業間価格の算定方法等について、対象取引の当事者が所在する複数国の税務当局間で相

互協議を行った上で、実施する事前確認です。移転価格課税の適用についての予測可能性を確保すると同時に二重課税のリスクを回避することを目的としています。

集中電話催告センター室

新たに発生する滞納事案等について集中的に所掌し、早期かつ反復的に電話催告等を行うことにより、効果的・効率的な滞納整理を行うために全国の各国税局に設置されている組織をいいます。

守秘義務

税務職員が税務調査などで知った秘密を漏らした場合には、国税通則法により、国家公務員法上の刑事罰（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）よりも重い刑事罰（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が課せられます。

これは、①税務職員は、調査の過程で納税者の財産上、一身上の秘密を知り得る立場にあるので、その秘密を漏らさないよう義務付けることにより、納税者の秘密を保護する必要があること、②納税者の秘密を漏らしてしまうと、税務職員と納税者との信頼関係が損なわれ、納税者の協力が得られなくなり、適正・公平な課税の実現が困難となって、円滑な税務行政の運営に重大な支障を来すためです。

酒類に関する公正な取引のための指針

公正取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組を促進し、酒税の確保及び酒類の取引の安定を図ることを目的に、全ての酒類業者が自主的に尊重すべき酒類に関する公正な取引の在り方について国税庁の考え方を提示するとともに、公正取引委員会との連携方法等を明らかにしたものです。

酒類の公正な取引に関する基準

酒類の販売価格は、一般的にはその販売に要する費用に利潤を加えたものが合理的であるとの考え方の下、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図ることを目的に、酒類の公正な取引について、酒類業者が遵守すべき基準（国税庁告示）を定めたものです。

酒類の地理的表示（GI）制度

酒類について、ある特定の産地ならではの特性（品質、社会的評価等）が確立されている場合に、当該産地内で生産され、一定の生産基準を満たした商品だけが、その産地名（地域ブランド名）を独占的に名乗ることができる制度です。

酒類販売管理協力員

国税局長の委嘱を受けて、酒類販売場における20歳未満の者の飲酒防止に関する表示や酒類の店頭価格の状況等を確認し、税務署に連絡する業務を行う者をいいます。

酒類販売管理者

酒類業組合法第86条の9の規定に基づき選任された者をいいます。酒類販売管理者は、酒類の販売業務に従事する使用人等に対して、関係法令の規定を遵守して酒類の販売業務を実施するために必要となる助言又は指導を行います。

酒類輸出コーディネーター

海外バイヤーの発掘、海外商談会の企画、商談会参加事業者に対する事前の実務セミナーの実施など、海外販路開拓事業の展開において中心的な役割を担う者をいいます。

令和5年度においては、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」で定められたターゲット国・地域（8か所）を中心に設置予定です。

す スマホアプリ納付

インターネットを利用して、スマートフォン決済専用のWebサイト（国税スマートフォン決済専用サイト）から、納税者が利用可能なPay払いを選択し、納付受託者に納付を委託する方法です。

せ 税源浸食と利益移転（BEPS）

多国籍企業が、各国の税制や租税条約等を巧妙に組み合わせて、課税所得を人為的に操作し、グローバルに租税の軽減を図っている問題です。

税務に関するコーポレートガバナンス

税務について経営責任者等が自ら適正申告の確保に積極的に関与し、必要な内部体制を整備することをいいます。

税理士会

税理士と税理士法人の義務の遵守、税理士業務の改善進歩に資するために、支部と会員の指導、連絡や監督を行うことを目的とする税理士法に定められた団体です。

そ 相互協議

租税条約等の規定に基づき、①国際的な二重課税が移転価格課税等により生じた場合、又は生じると納税者が考える場合、あるいは②納税者が独立企業間価格の算定方法等に係る二国間の事前確認を求める場合において、国税庁が納税者の申立てを受けて租税条約等締結国・地域の税務当局との間で協議を行う手続です。

租税教育推進関係省庁等協議会

平成23年度税制改正大綱を受けて、国税庁、総務省、文部科学省及び日本税理士会連合会（賛助会員）が連携・協調して租税教育の充実に向けて取り組むために組織された協議会をいいます。

租税条約

我が国が締結した国際的・二重課税の回避や脱税の防止のための条約をいい、相互協議や情報交換等に関する規定も置かれています。

租税条約等に基づく情報交換

各国の税務当局が、租税条約等に基づき、必要な情報を提供し合うことです。

た ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができる電子納税の方法です。

単式蒸留焼酎

でん粉質原料（米、大麦及び芋等）などを発酵させ、これを単式蒸留機で蒸留したもので、米焼酎、麦焼酎、芋焼酎、泡盛など、原料による特色がある我が国固有の蒸留酒です。

ち 地方税ポータルシステム（eLTAX）

地方税における手続について、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

地方税務協議会等

国税当局及び地方税当局の担当者などをもって、国税及び地方税の事務運営につ

き連絡協調を図るために組織された協議会をいいます。

なお、当該協議会には、国税局又は都道府県単位の地方税務協議会及び税務署単位の地区税務協議会があります。

チャットボット

「チャット（会話）」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、インターネットやAI（人工知能）を利用した自動会話プログラムをいいます。

調査課所管法人

調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令に基づき、国税局の調査部が所管する、原則として資本金1億円以上の大法人と外国法人のことをいいます。

徴収共助

租税を徴収するための権限は自国の領域外で行使することはできないという執行管轄権の制約がある中で、租税条約に基づき、各国の税務当局が協力して、互いの租税債権を徴収する制度です。

徴収システム

国税総合管理（K S K）システムのうち、徴収事務を担っている業務システムをいいます。滞納事案の進行管理や各種分析等を的確に行うことができます。

て 電話相談センター

国税に関する一般的な質問・相談に対し、適切かつ効率的に対応するため、全国の各国税局に設置されている部署をいいます。

と 独立行政法人酒類総合研究所

酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、

併せて酒類に対する国民の認識を高めることを目的とし、酒類に関する高度な分析及び鑑定、酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等の業務を行う法人です。

に 日本産酒類輸出促進コンソーシアム

国税庁、ジェトロ、J FOODO、クールジャパン機構、全国卸売酒販組合中央会が運営主体となり、輸出に意欲的に取り組もうとする輸出商社・卸（地域商社等を含む）と酒類製造者・酒造組合等に対して、両者のマッチングや、各種支援メニューの提供などを行うための共同事業体です。

日本酒造組合中央会

酒類業組合法に基づき酒税の保全及び酒類業界の安定を目的として、清酒、単式蒸留焼酎等の製造業者により組織された全国単位の団体です。

の 納税協会

「税知識の普及に努め適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り企業及び地域社会の発展に貢献」することを目的として、大阪国税局の各税務署管内に設立された団体です。

納税証明書

申告書を提出した場合の納付税額、所得金額又は未納の税額がないことなどを証明する書類です。金融機関から融資を受けたり、資格審査を受けたりするときに「納税証明書」を求められることがあります。e-Tax又は所轄税務署の窓口で交付請求手続を行って入手することができます。

納税貯蓄組合

納税資金の備蓄による租税の円滑な納付

を目的として組織された団体です。

ひ 評価倍率

路線価が定められていない地域の土地等を評価する場合に用いる倍率のことをいい、相続税や贈与税の税額を算定する際の基準となります。

標準地

路線価等作成の基準とするため、鑑定評価等を実施する地点をいいます。

ふ 振替納税

申告所得税や個人事業者の消費税について、あらかじめ納税者から税務署又は金融機関に対して依頼書を提出することにより、指定した金融機関の預貯金口座から納付税額が自動的に引き落とされ納付が完了する手続です。

へ 閉庁日

行政機関の休日に関する法律に定められた日をいい、具体的には、次の日になります。

なお、これらの日は、通常、業務を行っていません。

- ① 土曜日及び日曜日
- ② 祝日及び休日
- ③ 12月29日から1月3日までの日

ほ 法人会

税知識の普及や適正な申告納税制度の確立を図ることを目的として、法人により結成された団体です。

法定資料

株式等の配当や不動産の賃借料など一定の金銭等を支払った者が、所得税法等の規定に基づき税務署長に提出する資料を

いい、「配当等の支払調書」や「不動産の使用料等の支払調書」など、全部で63種類あります。

法定資料以外の資料情報

税務当局が収集する資料情報のうち、法定資料以外のものをいいます。

ま マイナポータル連携機能

年末調整・確定申告手続について、マイナポータルを活用して、控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、各種申告書への自動入力を可能とする機能のことで

す。
なお、マイナポータルとは、マイナンバーに関連した行政サービスが利用できる個人ごとのポータルサイトです。

マイページ

登録されている本人情報に加え、還付金等の処理状況や各税目に関する情報（各種届出等）をe-Taxで確認することができる利用者ごとのページです。

ろ 路線価

路線（道路）に面する標準的な宅地の1平方メートル当たりの価額のことをいい、相続税や贈与税の税額を算定する際の基準となります。

A AI

コンピュータを使って、学習・推論・判断など人間の知能のはたらきを人工的に実現するための技術です。Artificial Intelligence（人工知能）の略です。

B BEPS報告書

税源浸食と利益移転（BEPS）の問題に対処するため、OECDが平成24年に立

ち上げたBEPSプロジェクトの報告書（平成27年9月公表）をいいます。本報告書では、G20財務大臣・中央銀行総裁会議の要請により策定された15項目からなる「BEPS行動計画」について、国際的に協調してBEPSの問題に有効に対処していくための対応策が勧告されています。

E e-Tax

所得税、法人税、消費税、贈与税、相続税、印紙税、酒税などの申告、全税目の納税、国税関係法令に規定されている申請・届出等について、インターネット等を利用して電子的に手続を行うことができるシステムです。

I ICT

情報・通信に関連する技術一般の総称であり、Information and Communication Technologyの略です。

J JFOODO（ジェイフード）

JFOODOは、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）に設置された、日本産の農林水産物・食品のブランディングのためにオールジャパンでの消費者向けプロモーションを担う組織です。

正式名称は、「日本食品海外プロモーションセンター」です。

O OECD税務長官会議（FTA）

税務行政の幅広い分野にわたって各国の知見・経験の共有やベストプラクティスの比較・検討を行う目的で2002年に設置されたフォーラムであり、令和5年2月現在、OECD加盟38か国に非加盟14か国・地域を加えた52か国・地域が参加しています。

正式名は、Forum on Tax Administration

です。

U UI/UX

UIは、User Interfaceの、UXは、User Experienceの略であり、一般的に、製品やサービスを利用する際の情報機器等におけるやり取りの仕組みと利用前後を通じて得られる経験等を意味するとされています。

財務省

Ministry of Finance, JAPAN